明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十五年三月十七日

○第七回国会 衆議院会議録第二十七号

昭和二十五年三月十六日(木曜日)

議事日程 第二十五号

午後一時開議

第一 国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 造幣庁特別会計法案(内閣提出)

第九 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件

積雪寒冷地帯に対する負担の妥当公正化に関する決議案(渡邊良夫君外四名提出)

日程第一 国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第八 造幣庁特別会計法案(内閣提出)

日程第九 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時十八分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより会議を開きます。

積雪寒冷地帯に対する負担の妥当公正化に関する決議案(渡邊良夫君外四名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、渡邊良夫君外四名提出、積雪寒冷地帯に対する負担の妥当公正化に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

積雪寒冷地帯に対する負担の妥当公正化に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。鍛冶良作君。

積雪寒冷地帯に対する負担の妥当公正化に関する決議案

積雪寒冷地帯に対する負担の妥当公正化に関する決議

国土の約六〇%を占める北海道、東北、信越、北陸地方及びその他の積雪寒冷地帯は、人口密度も低く、住民は窮乏を極め、産業の開発、文化の普及がはなはだしく遅れている。その原因は自然的悪條件によることもとよりながら、政治の分野において、これら地帯の住民に対する歴代政府の施策がその当を得なかつたによることも大であると言わなければならない。

平和的新日本建設のためにも、人口及び失業問題解決のためにも、この地域に住む総人口の三〇%を占める住民の上に公平なる考慮を拂い、その生業に安んぜしめる必要がある。

今回税財政制度の画期的改正に当り、これら積雪寒冷地帯に対して、国税並びに地方税負担の公平適正化と平衡交付金の合理的配分とを図るために次の諸事項に留意せられんことを要望する。

一 本地方二千四百万全住民の積雪寒冷による不可避な生活損耗並びに中小商工業者の事業経費の増高等に対しては、その実態を基礎として、税制並びにその運用に際して適正なる軽減の施策を講ぜられたい。

二 地方財政平衡交付金の測定標準及び政令によつて定められる補正係数の算定に当つては、特に恒年的なるが故に等閑視された積雪寒冷による行政費用の損耗及び増高等を考慮し、各地域の実態の充分なる認識に基き、貧困なる自治体

に対する財源付与の公正を期せられたい。

右決議する。

〔鍛冶良作君登壇〕

○鍛冶良作君　ただいま議題になりました決議案につきまして、各党各派の関係議員を代表いたしまして、その趣旨を弁明いたします。

まず案文を朗読いたします。

積雪寒冷地帯に対する負担の妥当公正化に関する決議

国土の約六〇%を占める北海道、東北、信越、北陸地方及びその他の積雪寒冷地帯は、人口密度も低く、住民は窮乏を極め、産業の開発、文化の普及がはなはだしく遅れている。その原因は自然的悪條件によることもとよりながら、政治の分野において、これら地帯の住民に対する歴代政府の施策がその当を得なかつたによることも大であると言わなければならない。

平和的新日本建設のためにも、人口及び失業問題解決のためにも、この地域に住む総人口の三〇%を占める住民の上に公平なる考慮を拂い、その生業に安んぜしめる必要がある。

今回税財政制度の画期的改正に当り、これら積雪寒冷地帯に対して、国税並びに地方税負担の公平適正化と平衡交付金の合理的配分とを図るために次の諸事項に留意せられんことを要望する。

一　本地方二千四百万全住民の積雪寒冷による不可避な生活損耗並びに中小商工業者の事業経費の増高等に対しては、その実態を基礎として、税制並びにその運用に際して適正なる軽減の施策を講ぜられたい。

二　地方財政平衡交付金の測定標準及び政令によつて定められる補正係数の算定に当つては、特に恒年的なるが故に等閑視された積雪寒冷による行政費用の損耗及び増高等を考慮し、各地域の実態の充分なる認識に基き、貧困なる自治体に対する財源付与の公正を期せられたい。

右決議する。

御承知のように、今日の日本において、国土の六〇%を占めている北海道、東北、北陸、信越地方は、積雪寒冷という自然條件の占める比重がきわめて大きな地帯でありますが、この自然條件によりまして、生産は振わず、消費、文化等各般にわたつて著しく不利な立場にあることは、いまさら申し上げるまでもないところであります。しかるに、従来からの政府施策は、遺憾ながら全国画一的に行われております結果、住民の所得が少いにもかかわらず租税の重課となり、地方財政が貧困をきわめているにもかかわらず、ますます困窮の道をたどつておりまして、住民及び公共団体が、みずからの力でこれを救済することは、ほとんど不可能の状態に追い詰められております。

いわゆる自然的立地條件から参りまする農業の経営形態は單作となり、地形及び地勢條件から、過重な労働力の増投となりまして、経営面積が大きいにもかかわらず、耕地の利用が制約される結果、農業所得も従つて非常に低位になつておるのであります。

このような低位農業を主体とし、特に主食の生産県といたしましては、その所得の把握が容易でありますために、租税公課の比重がきわめて大きくなつております。特に單作でありますために、收入時期のずれによつて、金融難がまた大きな制約を與えまして、この制約が農民の貧困を増さしめるだけでなく、中小商工業者の事業にまで大きな支障を與えております。

次に、積雪及び寒冷に基因いたしまして、一般住民の受けます生産並びに生活損耗が非常に大きいという現実であります。この生活損耗を含めました家計費が課税標準の所得から控除されず、また増加する事業経費が、控除がないために課税の対象となつているのであります。

日本積雪連合におきまして、この積雪寒冷によります生活損耗の実態を調査いたしました結果を申し上げますれば、本年二月の現在価格で計算いたします場合、まず積雪量〇・六メートル、温度零度を基準といたしますれば、世帯主一人二千三百六十二円、実態調査によります消費單位を用いた五人家族の場合では七千三百八十一円、さらに積雪量一・二メートル、温度零度を基準とした場合におきましては、世帯主一人三千百四十八円、同じく家族五人の場合九千八百九十六円となりまして、今回更改される基礎控除額二万五千円に対しまして、その損耗額の占める割合は三〇%ないし四〇%でありまして、これが控除されないために、この損耗額が、かえつて課税の対象となつているのであります。シヤウプ勧告は、重複課税の存在を排除しております。従いまして、かかる増嵩経営費に対しましては、損耗の実態額の特別控除がなければ、絶対に税負担の均衡と公正とは期し得られません。

さらに中小商工業におきましても、積雪によります輸送の問題、さらに倉庫費、荷積卸費、工場保全費等多額の出費を要している実情が、ほとんど考慮されていないのであります。この実情は、法人税につきましても言い得るところでありまして、農業所得におきましても、経営損耗費額は、一方におきまして支出となる反面、他方におきましては課税の対象となる、二重の窮乏となつている実情を、とくと御認識を得たいと存ずるものであります。

今回、積雪寒冷地帯の官公吏に対しましては、積雪寒冷なるがゆえに生じまする生活費の増嵩に対しましては、特に議員立案をもつて、生計補助として寒冷地給給與の措置が講ぜられました。しかし、これは官公吏だけが特定に増嵩する生計費を要するわけではなく、農民も中小商工業者も、すべて積雪寒冷地に住む全住民が同一に増嵩する生計費で苦しんでいるのであります。このような二重負担が、このまま推移した場合を考えてみまするに、寒冷地帯に住む住民の生活水準及び経済的懸隔はいよいよ大となりまして、積雪寒冷地帯の住民並びに自治体の経済力をますます貧困ならしめる結果となるのであります。この実態にかんがみまして、今回の税制改革にあたり、必要経費の算定基準を明確にするとともに、生活損耗及び事業増嵩経費に対し特別控除の措置を法制化することを特に要望いたしたいのであります。

次に地方財政平衡交付金に関する問題でありますが、地方財政がきわめて貧困であることは全国的の事実であります。特に積雪寒冷地帯は、その窮乏がはなはだしくなつております。今、昭和十五年より昭和二十年に至ります間の、積雪寒冷地帯の地方歳出経費を見まするに、人口一人当りの平均は百七十四円であるのに、その他の三十四府県は平均二百五十一円となりまして、その比率は約七〇%となつておりますが、この低位であるという事実

は、国の施策に対応いたしますよう運営の事務費を負担しながら、そして頻発いたします風水害や、積雪寒冷による経常的損耗をも負担しておりますため、住民の公共施設や生活水準が、きわめて恵まれない環境にあるのであります。これらの損耗負担は、温暖地方におきましては当然積極的経費に転じ得る財政支出でありますが、本地方におきましては、このような制約のために、実質的内容がきわめて貧困であります。これは、まつたく国の画一的であり、かつ不合理な施策によるものでありまして、今回若干考慮されるやに聞き及んでいる六・三制補助の場合を考えましても、年間百六十日に及ぶ根雪期間を持つ積雪地帯の屋内運動場が、本校舎とともに必須のものであるにもかかわらず、全面的に考慮されていなかつた事実を指摘いたしたいのであります。さらに積雪荷重による建築費の問題等も実情に合わないため、地方公共団体の経費が、温暖地方に比して窮迫することは、あらためて説明をする必要もないところであります。

現在、地方の自治体は、あらゆる行政面で最低の行政標準経費の実行を要請されておりますが、この要請に伴う地方財政というものは、その地方の財政力とはまつたく関係なく、かつ全国画一的に、しかも固定的に負担をいたさねばならない結果、積雪寒冷に基く需要の増加とともに、まことに少い地方歳出経費がさらに重圧を受けて、自治体を貧困ならしめているのであります。率直に申し上げるならば、積雪寒冷地方のほとんどは、もはや自治体独自の経理によりましては、対処いたす方策がまつたくなくなつているという実情を、真剣に認識していただきたいのであります。今回、地方財政平衡交付金法の立案にあたつては、行政標準費用算定の場合、とくと、この自然條件及び貧困をきわめている地方財政の実情を勘案されまして、適当なる財源を付与するとともに、住民をしてその所を得しむるよう御盡力を願いたいのであります。

本決議に対しましては、さきに一道十一県の議会並びに知事より、関係の向きに対し、六項目にわたる意見書を提出いたしております。本議員は、要望項目中、特に所得税の基準算定における特別控除の法制化並びに地方平衡交付金の合理的配分を取上げまして、趣旨の弁明を試みた次第であります。本問題に関しては、第六回国会におきましても東北振興に関する決議が上程され、圖司議員より、同問題に関し詳細な趣旨弁明がありましたが、今回の税制改革の法案化に際しまして、重ねて積雪寒冷地方の実情を披瀝いたし、これが実現を強く要望するものであります。

最後に、新しい日本は、従来の外延的発展をやめ、もつぱら内包的充実に力を注ぎ、文化的、平和的日本を再建しなければならない事態に当面しております。このためには、国家の基盤である住民及び地方自治体の健全なる発展なくしては真の再建は期し得られません。その意味におきまして、積雪寒冷地方をしてその所を得せしむること、今日ほど急なるはないと信じます。

われ〱積雪寒冷地帯選出の衆参議員は、先般、百六十余名結集して積雪寒冷地帯両院議員連盟を組織し、科学的調査を基盤として、その地方住民の要望にこたえんとしておるのであります。政府は責任を持つて積雪寒冷地帯住民及び地方自治体の熱烈なる要望にこたえられるよう、万遺憾なき措置を講ぜられんことを強く要望いたしまして、趣旨弁明といたします。（拍手）

○**議長（幣原喜重郎君）**　討論の通告があります。これを許します。八百板正君。

〔八百板正君登壇〕

○**八百板正君**　私は、各党提案にかかる、積雪寒冷地帯に対する負担の妥当公正化に関する決議案に対し、日本社会党の立場はもちろん、越えては日本経済の再建の立場から強く賛成の意見を述べるものであります。

この問題は、要約いたしますならば、寒いところは暖いところより生活費がよけいにかかる。また農民も中小商工業者も、何を生産するにいたしましても、必要経費が余分に必要である。この分を税制改革の中に織り込んで不公平を直すことが必要である。ちようど官公吏に対する寒冷地手当というものがあるように、この精神を寒冷地の全住民に及ぼすべきであるという趣旨であります。

まことに、この積雪寒冷地の損失を数え上げて参りますならば、きりがないのでありまして、現に昨日、私の方の福島県会津から、農業食糧調整問題で国会に陳情に参りました代表の話によりますと、この国会議事堂の永田町の高台は、外套もいらない、春日うららかなるひよりでありますのに、それに引きかえ、あちらでは、積雪何尺というまつ白な田畑を、雪吹がぴゆうぴゆうと吹きまくつておるという話であつたのであります。ここをもう少し南へ西へ下つて参りますならば、梅の花は散り、菜の花は咲き、桜の花が開きかかつておるのであります。こういうふうに春がおそいのに、また一方寒さは、ひとしお早くやつて来るのでありまして、西国、南国などでは、まだ白い服を脱ぎ捨てぬ九月、もう寒い霜がおりるという次第であります。しかも、この雪の期間もかなり長いのでありまして、新潟では、二十箇年平均を見た根雪の期間は百六十日に及んでおると調べ上げられておるのであります。これでは一年の半分は雪と寒さにとざされておるともいえるわけであります。

寒いから着物もよけいにいる、燃料もいる、食い物もカロリーが多くいる。家もいたむ、手数もかかるというわけでありますが、それに比べて収入は少い。土地も悪い。一毛作しかとれない。働ける時間も少い。また行政上の面から見ると、川一本、道路一本考えましても、よけいにいたむ、災害も多いというわけであります。ある人の話によりまするに、道路が半年雪の中に埋まつておるのならば、半分は使わないのであるから、かかりも半分で済むだろうというふうなことを述べられたそうでありますが、とんでもないことでありまして、このためにいたむ損失というものは、かえつて非常に大きいということをお知りいただかなければならないのであります。

ところが税金はと申しますると、これは画一的にかけられて参るのでありまして、負担の点からは重いということになり、それがまた従来は、東北方面等におきましては、課税目標よりも上まわつた徴收がされているという実情であります。すなわち二十二年、二十三年の徴税実績を見ますると、東京や大阪の国税局におきましては、多くて一〇〇%、少いところは七〇%ぐらいしか税が納まつておりませんのに、東北の仙台国税局などを見ますると、一二〇%から一三〇%近く、税金が目標を突破しておるということがわかるのであります。これは正直者を特にい

じめるという、かつての税務官吏の安価な能率主義にもよるものでありましようが、何と申しましても、積雪寒冷地の生産所得が単一で、平面的で、税をとりやすいということが大きな原因となつておると考えられるのであります。

さて、かようなわけで、寒冷地は特に貧乏いたしております。これは、日銀の最近のお金の分布状態を調べた発表によつてもわかるのでありますが、平衡交付金につきまして、シャウプ勧告によれば、財政について最もゆたかな市町村と最も貧しい市町村とでは、十対一の開きがある、この不均衡の理合せをはかる必要があるという趣旨が述べられておるのであります。平均としては、それほどの数字はもちろん出ませんが、積雪寒冷地、一道十一県の地方歳出経費は、昭和十五年から二十年の統計で、人口一人当り百七十四円となつております。これは先ほど趣旨弁明の中にもありました通りであります。山形、福島などにおきましては百三十二円、新潟につきましては百二十九円という数字が出ておるのでありまして、雪のない温暖地三十四県の平均二百五十一円と比べてみますならば、ざつと半分ということに相なつておるわけでありまして、これだけ地方財政が貧乏しておるということがいえるわけであります。従いまして、住民もそれだけ貧しいわけであります。これは数字をあげますまでもなく、われわれが、たとえば東京駅、上野駅というようなところに行つて見るところでありますが、南の方や西の方に向つて行くお客さんと、東北方面、信越方面に乗つて参りますお客さんの客種を見ましても、直感的にそういうことが感ぜられるのであります。

貧困地方では、どうしても苛酷な税金となり、しかも、かように程度の低い行政作用をようやく維持できる程度であるのに対しまして、富裕な地方においては楽々と税金が納められる程度で、しかも高い水準の地方行政が可能である。平衡交付金が、このふつり合いを埋めるためのものであるということは、シャウプ勧告によつても述べられておる通りであるのであります。この精神は、当然積雪寒冷地に対する平衡交付金の上においても具現せらるべきであるのでありまして、これは、その測定標準を立てる基本項目として取上げられなければならないものであります。たとえば補正係数などで、ちよつぴり天井から目薬というような形でもつて取上げらるべきものであつてはならないと思うのであります。すなわち、人力のいかんともできない、自然から来るところのものであるから、災害と同一に考えらるべきものであると私は考えるのであります。

これは地方財政に対する交付金交付の面から、困るところによけいに厚く出せという意味のものでありますが、税の徴収の面につきましても、先ほど来、趣旨弁明によつて述べられました通り、積雪寒冷地の悪條件に対しましては、税の軽減という形において調整せらるべきものであると考えるのであります。すなわち国税徴収の上においては、税制上基礎控除として寒冷地控除をなすべきものであります。当局におきましては、主張はもつともだが、現在の段階では制度的に複雑で困難であるというようなことを述べられておるのでありますが、これは、やればできることであります。

今日、日本の遅れた農業をほうりつぱなしにして、低米価、低賃金の政策を今後も施行いたし、この方式で資本の蓄積をはかつて参りますならば、それはかえつて日本経済の破滅を招くであろうことは、予見するにかたくないのであります。(拍手)このやり方は、一番遅れておる農業と農民の水準まで日本の全体の経済水準を引下げて行くということを意味するものでありますが、この遅れた農業の中でも一段と遅れた不公平をしいられておるところの積雪寒冷地の農業を見殺しにするということは、さらに日本の経済水準を、いやが上にも、最も遅れた寒冷地の農民の水準まで引下げるという役割を演じて行くことになるのであります。すなわち、ソーシャル・ダンピングの素地を深めるものであります。従つて、これは日本の文化の切下げ運動の役割を果すものと考えなければならないのでありまして、やがては温暖地におられます人々をも不幸に導く原因をつくつて行くものであり、日本の発展のために断じてとらないところと申さなければならないのであり、これは日本の民主国家としての再建方式を決定するにあたりまして、きわめて重要なる事柄でありまして、単に寒冷地だけの問題ではないということを、われわれは考えたいのであります。

以上、本決議案に対しまして賛成の意見を申し述べる次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君)　高橋清治郎君。

〔高橋清治郎君登壇〕

○高橋清治郎君　ただいま議題となつております、各派共同提案の積雪寒冷地帯に対する負担の妥当公正化に関する決議案に対しまして、私は民主党を代表して賛意を述べるものであります。(拍手)

すでにこの議案に関しましては、趣旨弁明並びに八百板議員より数字をあげまして、みな発表されて、皆さんにお願いしたのでありますから、これ以上私は強調する必要はないと思うのであります。しかしながら、寒冷地帯の住民が、いかに苛酷なる苦悩に呻吟しておるかという一つの実例を申し上げてみたいと思うのであります。

それは、寒冷地帯における住民は、いわゆるお上の申しつけは必ず果すという、あきらめの観念にとらわれておるのであります。ゆえに、いかにその所得が少くとも、収入が少くとも、課せられたる税金はどうしても納めるという観念であきらめておるのであります。そこで、その過重なる税金を納めるために、かわいい娘を売つて納税しておるのであります。この悲惨なる実例は、わが宮城県が、悲しいかな東北においてもその第一位を占めておるのであります。そのかわいい娘を売つて税金を納めるこの一つの実例に見ましても、いかに寒冷地帯の人々が苦しんでおるか、暖国の方と寒国の方と画一的に待遇されるということは、はなはだ妥当でなく、公正を欠いておるということを、皆さんによく知つていただきたいと思うのであります。たとえて申しますならば、今回官吏の寒冷地帯に対する給與の問題が講ぜられることになりましたが、この法案をさらに拡大いたしまして、この寒冷地帯の住民、勤労者、農民並びに中小工業者まで及ぼすことを切にお願いする次第であります。

ことに東北の割当電気料、いわゆる割当超過電気料に見ましても、九州においては、一キロワット五円何がしの料金であります。東北においては、八円何がしの料金をとられるのであります。九州における料金は、九州が石炭

の産地なるがゆえにという理由のもとに、かくのごとく地域的にものを考えて、かくのごとき料金をきめるとするならば、この恵まれざるところの積雪寒冷地帯に対して特別公正なる減税をはかるべきは当然であると私は思うのであります。どうか政府におきましても、すみやかに、かくのごとき寒冷地帯に対する施策を講ぜられんこと並びにわが同僚の皆様方の熱意あるところの御賛成を得まして、すみやかに、かくのごとき公正な法制化がなされんことをお願いして、私は賛意を表するものであります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際、本多国務大臣から発言を求められております。これを許します。本多国務大臣。

〔国務大臣本多市郎君登壇〕

○国務大臣（本多市郎君） ただいまの御決議に対しまして、政府の所信を申し述べたいと存じます。

ただいま御決定になりました積雪寒冷地帯に対する負担の妥当公正化に関する決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、課税の面におきましても、必要経費の算定に特段の考慮を拂いまして、負担の妥当公正化を期したいと考えます。また一面、政府の交付金につきましては、今回平衡交付金の制度が確立されることになつておりますので、特にこの法律の中に規定を設けて、積雪寒冷度に応じて標準財政需要額を高め、これに従つて交付金の額も増額されるような方法を講じて行きたいと考えておる次第でございます。（拍手）

――◇――

第一 国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（幣原喜重郎君） 日程第一、国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長岡崎勝男君。

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律

（この法律の目的）

第一條 国が有償で譲渡した物件（以下「拂下物件」という。）が、略奪品として没収された場合の措置に関しては、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二條 この法律において「略奪品」とは、略奪品の没収及び報告に関する件（昭和二十一年内務省令第二十五号）第一條に規定する物をいう。

（収納代金相当額の金銭の支拂）

第三條 政府は、拂下物件を略奪品として没収した場合においては、当該物件を国から取得し、且つ、没収された者に対して、国が当該物件の対価として収納した代金（以下「収納代金」という。）に相当する額の金銭を支拂うものとする。

2 拂下物件が略奪品として没収された場合において、没収された者がその没収に係る物件を国から取得した者でないときは、政府は、その者が当該物件が拂下物件であることの証拠を提示したときに限り、その者に対して収納代金に相当する額の金銭を支拂うことができる。

3 没収された者が地方公共団体、法令による公団その他これらに類する者で賠償庁長官の指定するもの又は解散団体である場合においては、前二項の規定は、適用しない。

（申請の手続）

第四條 前條の規定により収納代金に相当する額の金銭の支拂を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、左に掲げる事項を記載した賠償庁長官宛の申請書をこれらの事項を証する書類とともに、当該物件の没収があつた日から六十日（この法律施行前の没収に係る場合にあつては、この法律施行の日から百二十日）以内に当該物件を没収した都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該物件の譲渡の当事者となつた国の機関の名称、譲渡の時期、当該物件の品名、形状、数量及び価格並びにその譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

二 前号の譲渡の時以後における当該物件の譲渡の時期、数量及び価格並びにその当事者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

三 当該物件の譲渡の直接の根拠となつた法令

四 申請者が当該物件を略奪品として没収されたこと。

2 前項の申請書の様式は、賠償庁長官が定める。

（都道府県知事の調査）

第五條 都道府県知事は、前條の規定による申請があつた場合においては、申請書に記載された事項が事実に合致しているかどうかを調査した後、当該申請書を調査の結果とともに賠償庁長官に送付しなければならない。

（賠償庁長官の審査確認）

第六條 賠償庁長官は、前條の規定による送付を受けた場合において、当該申請に係る事実を審査し、審査の結果に基いて申請書に記載された事項が事実に合致していることを確認したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事を経由して申請者に通知しなければならない。

2 賠償庁長官は、前條の場合において、申請書に記載された事項を確認するに足る充分な証拠がないと認めたときは、その理由を付して申請書を当該都道府県知事を経由して申請者に返還しなければならない。

（申請書の再提出）

第七條 前條第二項の規定により申請書の返還を受けた申請者は、当該申請に係る事実を証明するに足る新たな証拠を発見した場合においては、賠償庁長官が申請書を返還した日から百八十日以内に、その証拠を添えて第四條の規定（申請書の提出期限に関する部分を除く。）に準じて申請書を再提出することができる。

2 第五條及び第六條の規定は、前項の場合に準用する。

（支拂の請求）

第八條　第六條第一項の規定により賠償庁長官の確認の通知を受けた申請者は、その確認の通知書を提示して、当該都道府県知事に対し当該物件の収納代金に相当する額の金銭の支拂を請求することができる。

（出訴）

第九條　この法律の規定に基く賠償庁長官又は都道府県知事の処分に違法又は錯誤があると認める者は、裁判所に出訴することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月八日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔岡崎勝男君登壇〕

○**岡崎勝男君**　ただいま議題と相なりました、国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案について、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

外務委員会は、本案につき、三月一日委員会を開き予備審査を行い、三月十一日及び三月十四日委員会を開き、審議をいたしたのであります。

政府側の説明によりますれば、国がかつて有償で民間へ譲渡した物件が、後日政府によつて略奪品として没収された場合においては、政府は、同一物件を売つた後、無償でこれを取上げたこととなるので、善意の没収された者に対しましては、収納代金に相当する額を拂いもどしすることが妥当であるというのであり、また本法案の対象となつています拂下げ物件は、主としてすず、鉛等の非鉄金属類、ミシン、自動車、工作機械、化学薬品、羊毛等である由であります。

次いで、各委員と政府側との間に質疑応答が行われましたが、まず委員側から、当該拂いもどしを受ける者は、その物件が略奪品として没収されたもので、戦争の犠牲者である、しかるに、戦争犠牲者は他にも多数あるのに、この没収を受けた者だけが拂いもどしを受けることは公平を欠くのきらいはないかとの質疑がありました。これに対して政府側は、この法律の建前は、国が収納した代金を、不当利得の考え方に基いてこれを拂いもどすというので、没収された者の損失補償とは別問題で、従つて一般戦争犠牲者に対する補償とはおのずから趣を異にするものであるとの説明がありました。また本法律に必要な予算的措置についての質問に対し、もし没収された者が、漏れなく代金返還を申請し、必要な証拠書類を提出できれば、この法律に必要な金額は大体七、八千万円に上る見込みで、昭和二十四年度において約六百万円を、また昭和二十五年度において約千四百万円を予算に計上したとの政府側の答弁がありました。

次いで討論に入り、賛成意見としては、自由党仲内憲治君より、本案は国が不当利得の一種として被没収者を保護する意味で至当であるとて賛成せられ、民主党並木芳雄君も同趣旨を述べ、本案の運用には特に公正妥当な措置を要すとの警告を付して賛成せられました。反対意見としては、社会党福田昌子君、共産党聽濤克巳君よりそれぞれ一般戦争犠牲等もあるので、それらの均衡からいつても本法案を通過させることは妥当でない、また略奪品として没収されたという問題は、平和條約締結後における補償の問題等とも関連があるので、平和條約の締結を待つて決定すべきであるというような意見が述べられましたが、その詳細については会議録に譲ることといたします。

かくて討論は終結し、採決の結果、多数をもつて原案を可決いたした次第であります。つきましては、本院においても本案を可決せられんことを希望いたします。

右報告いたします。（拍手）

○**議長（幣原喜重郎君）**　討論の通告があります。これを許します。福田昌子君。

〔福田昌子君登壇〕

○**福田昌子君**　私は、ただいま上程されました法律案に対しまして、日本社会党を代表いたしまして反対の意見を表明するものでございます。

この法律案は、対社会的ないろ〳〵な現象と切り離して考えてみますると、その精神におきまして、まことに尊敬すべき法律案であるといわなければならないのでございます。しかし、これを国民生活のいろ〳〵な現状と照し合せて考えてみますると、こういつた種類のものを、講和会議を迎えない、ただいまの現状におきまして、この法律の該当者だけに特別な措置をとるということは、いかにも先走つた法律案であり、また不公平なそしりを免れない法律案であると考えるのでございます。

思いまするに、こういつた拂下げ物件を譲渡されました人たちは、その中には、母子家庭とか、あるいは零細な個人企業家もあるのでございますが、大部分は、戦時中あるいは戦後の不当利得者であり、また統制官僚、あるいはかつての軍閥と結託いたしましたところの特権階級が多いのでございます。こうした人たちは、その当時におきまして、すでに持てる階級であつたのでありまして、今日におきましても、生活におきまして、さほど困窮した生活をしているとは考えられないのでございます。それにもかかわりませず、この法律の実施によりまして支拂わなければならない約八千万円の金額と申しまするものは、これを予算のいかなる項目から支出するにいたしましても、結局は国民大衆の重税のもとにおいて負担したところの税金によつて支拂われるものでございます。この国民大衆の中には、物よりももつと大切な人命を戦争犠牲として供しましたところの遺家族があります。また母子家庭があります。あるいは財産におきましても、多額のものを外地に放擲したところの引揚者があるのでございます。さらにはまた、今日ただいまの生活ができずに、必要に迫られて、賃金ベースの値上げについて深刻にならざるを得ないところの勤労階級があるのでございます。

要しまするところ、この法律案は、こういつたところの一般大衆の負担犠牲におきまして、戦後の一部特権階級、不当利得者といい得る人たちに向いまして、また新たに救済、補償しようという以外の何ものでもないのでございます。

政府は、さきに阿波丸事件におきまして、国際法上当然請求し得るところの権利を放棄いたしました。今回はまた、戦後の一部不当利得者に対しまして、ただいま申し上げましたような、どろぼうに追い銭的な補償をしようとするのでございます。（拍手）政府のこの態度と申しまするものは、まつたくキリスト教的、殉教的な、きわめて美しい、尊敬すべき態度であるかもしれませんが、私は、日本の貧困な国家財政と照し合せて考えてみますれば、あまりにもふつり合いな、高貴に過ぎるこの精神に対しまして、まつたく了解に苦しむものがあるのでございます。

こういつた法律の裏に何ものかが伏在しておるのではないかという疑義をさえ、さしはさむのでございます。

また一方、この法律自体を考えてみましても、あまりにもあいまいな点がたくさんあるのでございます。まず第一におきまして、政府は、この処置を政府の不当利得の拂いもどしだと申しておりますが、こういつたことを、はたして不当利得と解決し得るものなりやいなやということに対しましても、私は疑義なきを得ないのであります。よし百歩を譲りまして、これを不当利得と認めましたといたしましても、この法律の実施によりまして支拂いをいたしました場合におきましては、同じ物件を取扱いました業者の中におきましても、多くの不公平が生ずるのでございます。なぜならば、この物資の転売あるいはまた機械の操業によりまして、その間に多くの利潤を生んでおるに違いないのでありますが、そういつた利潤に対しては何らの追究がなされていない。従いまして、第一、第二、第三といつたような中間の転得者は、これによつて大きな利潤を生むのでありますが、最後の取得者というものは非常な損害をこうむるというような不公平を、あえてまた強化するのでございます。

また、戦争犠牲者というような立場からこの法律案を考えてみましても、最も大きな犠牲を戦争にささげたものは戦死者であり、また遺家族、また母子家族でなければならないのでございます。また金額の面におきましても、最も大きな犠牲をささげておるものは、外地に多くの財産を残して引揚げたところの引揚者であると考えられるのであります。この法律は、そういつた母子家族または遺家族、あるいは引揚者に対する措置をさしおきまして、まず第一に、この法律の該当者だけに対して政府の特別な恩典を施そうというのでありまして、私は、何がゆえにこの法律の該当者が、引揚者や、あるいは遺家族、母子家族に優先して救済されなければならないかということの了解に苦しむものでございます。こういうようなところに使いまする、八千万になん〱とする予算がおありでございましたならば、私は、これをもつと有効に使つていただきたい。たとえば、子供をかかえて今日の生活の路頭に迷う、一家心中の寸前にあるところの未亡人あるいは引揚者、さらにはまた、将来に多くの夢を持つておりながら、今日の学資において非常に困窮し、学ぶに学資がなく、勤めるに職のないところの青少年、こういつた青少年が、また近いうちには不良青少年あるいは犯罪者に転落するかもしれないところの、いわゆるゆゆしい不良少年の問題が、これに関連しておるのであります。こういつた問題に対しまする対策こそ、私は最も重点的に大切な問題ではなかろうかということを考えるのであります。

こういう意味におきまして、私はこの法律案に反対せざるを得ないのでございます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　聽濤克巳君。

〔聽濤克巳君登壇〕

○聽濤克巳君　私は、この法案に対しまして、日本共産党を代表して反対意見を申し述べます。

この法案は、すでに今までの討論その他でおわかりになりましたように、外見上はどういうことになつておるかと申しますと、一旦政府から有償で拂い下げられた物件が、後になつて略奪品として没収された場合に、その人たちに対しまして、収納金に相当する金額だけはやはり拂いもどしてやらなければならぬ、こういう趣旨のものでありまして、これは政府の言い分を聞きますと、これだけのことでありますと、いかにも一見合理的に見えるのであります。しかしながら、実はそれは、一目見たところ、うつかりすると、だまされるという性質を持つておるのでありまして、ここがこの法案の大きなみそであります。しかし実際は、すでに社会党の福田議員からも、はつきり証明されましたように、この内容たるや、きわめて不合理、不当な法案でありますし、のみならず、国民を誤らせるもはなはだしいものなのでございます。

まず第一に、略奪品と申しますけれども、われ〱がどうしても明らかにしなければなりませんのは、その種類、数量、その金額などがどれくらいのものであるか、言いかえますと、その量と金目において、一体どれくらいの規模のものが略奪品として日本に流れ込んで来ておつたのかという事実は、たれでも第一に明らかにしたいと思うところであります。ところが実は、このことが少しもわからないのであります。ここに、そも〱怪しいところが最初に現われております。

大体政府の説明を聞きますと、種類といたしましては、金銀塊からすず、銅、鉛、自動車、船舶、機械、工具、羊毛、薬品、こういう種類の、相当の量の、しかも戦略物資として陸海軍が非常に重要視した物資が入つて来ておることは明らかであります。ところが、これの数量や金額全貌というものは、幾ら委員会で政府をつついてみても明らかでない。しかのみならず、この収納金を返してやると言つておりますけれども、その原簿もあるのやら、ないのやら、どうやらないらしい、こういうふうな、でたらめな状態であります。

大体政府の言つておるのは、国民に拂い下げない前に、すでに略奪品とわかつて返還させられたものが、大体三十億円あると言う。一体この評価も、どういうふうな評価が、どういうときに行われて、どういう単価による評価なのか、これもわかりません。しかし、ただこれだけ見ても、相当莫大なものがあつたという想像だけはできるのであります。しかも、なぜこういうふうな状態に対しまして、一見合理的に見えるような、こういう法案を出して来たか、実はここに問題があります。

私は、いろ〱調べて見ましたが、結局この問題たるや何かと申しますと、実は国会において、今までにしばしば問題になつた、あの不当財産事件をわれ〱に想起させるものがあるのであります。なぜかと申しますと、政府もはつきり申しておりますが、この略奪品の拂下げが行われたの

は、主として戦後だそうであります。しかも、この略奪品は、先ほど私が指摘しましたように、明らかな戦略物資でありまして、これは当時、陸海軍が海外から強奪して日本に持ち帰つて、そうして軍手持の重要物資の一部に加えられておつたものに相違ございません。ところが、あの終戦の直後、東久邇内閣は一体何をやりましたか。終戦のあのどさくさのときに、連合国の目をごまかすために、軍の持つておりました重要物資一切は、あの緊急処分命令を出して、これを民間に分散、隠匿いたしました。これがいわゆる終戦後における、あの莫大な量に達する隠退蔵物資事件であります。この略奪品というものも、実はこの隠退蔵物資の重要な一部をなしておるのである。しかも東久邇内閣は、これに対する原簿を焼き捨ててしまつておる。政府が、これに対して調査のしようもないのは、あたりまえだ。原簿なんか持つておるはずはないのである。一体何を種にして、こういうでたらめな法案を出して来たのか。事実、この法案のねらいどころは、この明らかな隠退蔵物資に対しまして、おつかけて損害を補償してやろうという、まつたく不当きわまりない法案なのであります。

しかも、私がここまで申し上げれば、これ以上指摘する必要もないくらいでありますが、大体これらの行先はどこであつたか。つまり軍需会社であるとか、あるいは中央、地方のあらゆる種類のボスどもの手に入つて行つた。結局軍と官僚と結託したこれらの連中に入つて行つた。そうして、これらをもらつた連中が何をやつたかといえば、ほとんどただみたいなマル公で手に入れたか、中には大部分、相当な数が持逃げ同様にして、実際に横から横に流されて行つた。しかも、こういうふうにして不当にして手に入れたものが、これが転売であるとか、あるいはこれを土台にしてやみ会社をつくるとか、これによつて不当な利得を得ておるということは明らかである。これは福田女史がすでに言つておるが、私も、ここでもう一ぺん繰返さなければならぬ。つまり、日本に昔からあることわざにいう通りだ。どろぼうに追銭とは、まさにこの法案のことだ。

しかも、この問題たるや、実は非常に国際的にまたにかけた大犯罪だ。なぜかといえば、他民族から貴重な物資を強奪しておいて、終戦後になつて軍、官僚、軍需会社などが結託して、そうしてこれを不当利得の源泉にしたという、実にこれは国際的な一大犯罪である。しかも、もし政府が主張するように、事情を知らぬ善意の取得者に対して、ほんとうに損害を与えないようにするというなら、なぜ終戦後の一大事件であるところのこの隠退蔵物資の全貌をまず明らかにしないのだ。このことを全然やらないで伏せておいて、そうしてこういう法案、どろぼうに追銭的な法案を出すということは、言いかえると、これは明らかに日本の官僚、軍、さらに政府の行つた大きな犯罪行為を、しかもこれが、あたかも国民の利益に合致するようなふうに見せかけることによつて、この犯罪行為を合理化しようとするねらいがあるのである。

しかし、もう一つ重要なことは、事実これは、賠償問題の一部として、平和條約の締結と同時にのみ解決される問題である。これは国際法的にいつても明らかに違法であります。これは結局、連合諸国に対しまして一大侮辱を与えておる。わが国が講和條約を欲しておるこのやさきに、こういうことをやるというのが、実は吉田内閣の今現に着々行いつつあるやり方だ。

しかも、こういうやり方は、日本民族に対して、どういう印象を与えるか。皆さんすでに明らかであるように、ポツダム宣言下で、われ〳〵が持つておる重要な義務、あるいは他民族に対しまして、あの侵略戦争によつて犯した犯罪に対するわれ〳〵の大きな責任感、このことを国民に忘れさせ、麻痺させて、そのすきに、自由党並びに政府は、どういうことをやらしておるか。実際には戦犯の釈放を要求させるようなことをやらしたり、あるいは千島とか台湾とか、こういう連合国諸国ですでに決定しておる諸問題について、領土回復運動をやらせるようなことをして、結局戦争前の帝国主義的な、侵略主義的な排外主義の思想を国民の間に復活させつつある。明らかに、この法案たるや、事実これらのやり方と軌を一にするものでありまして、これは講和條約を事実上においてどん〳〵破壊しつつあるところの吉田内閣の政策の一環として、私は絶対に反対を表明するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君)　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。(「定足数がないぞ」と呼び、その他発言する者あり)本案の委員長の報告は可決であります。(発言する者あり)本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君)　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手、発言する者あり)

———◇———

第二　麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(幣原喜重郎君)　日程第二、麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長堀川恭平君。

———

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律

第一條　麻薬取締法(昭和二十三年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條及び第四十一條中「業務所所在地を管轄する都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第四十八條第二項、第四十九條及び第五十二條第一項中「又は都道府県知事」を削る。

第五十二條及び第五十九條第一項第七号中「又は吏員」を削る。

第五十二條の二を次のように改める。

第五十二條の二　厚生省に二百五十名以内の麻薬取締官を置き、各都道府県にこれを駐在させる。

2　麻薬取締官の駐在する位置及び都道府県ごとの員数は、厚生大臣がこれを定める。

3　麻薬取締官は、厚生大臣の指揮監督を受けて、この法律及び大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)にもとづく立入、検査、収去その他これらの法律の実施に関する事項を掌り、且つ、麻薬若しくは大麻に関する罪及び刑法(明治四十年法律第四十五号)第十四章に定める罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

の規定による司法警察員として職務を行うものとする。

4　麻薬取締官は、その駐在する都道府県の区域外においても、その職務を行うことができる。

5　麻薬取締官は、職務の執行にあたり、小型武器を携帯することができる。

第五十三條中「麻薬取締員」を「麻薬取締官」に改める。

第二條　大麻取締法の一部を次のように改正する。

第十九條及び第二十一條第一項中「又は都道府県知事」を削る。

第二十一條中「又は吏員」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第四十九号中「麻薬取締員」を「麻薬取締官」に改める。

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月十日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔堀川恭平君登壇〕

○堀川恭平君　ただいま議題となりました麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

本改正法案の提案理由並びに内容を簡單に申し上げますれば、従来麻薬及び大麻の取締りは、各都道府県の吏員の中から厚生大臣が任命した麻薬取締員に司法警察権を與えて実施して参つたのでありますが、これが取締りに際し、取締員の身分関係は都道府県知事に属しており、その捜査の指揮の権限は厚生大臣に属しております関係上、国の一貫した取締行政を行うことが困難な状況でありますので、この欠陥を是正するため、麻薬取締員を官吏となし、もつて国の麻薬取締行政の徹底を期せんとするものであります。

本改正法案は、二月八日、予備審査のため本委員会に付託せられ、同二十四日、厚生大臣から提案理由の説明を聴取したのでありますが、三月十日、本付託となり、十三、十四の両日にわたり、麻薬取締りの実情、密輸入対策、麻薬中毒患者の措置、大麻の作付制限とその農家経済に及ぼす影響等の諸問題について、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのでありますが、その詳細は速記録について御承知願いたいと存じます。

次いで、質疑を打切り討論に入りましたところ、自由党を代表して大石委員より、農家における繊維資源としての重要性にかんがみ、大麻の作付制限については、その実施方法に善処方を要望して、本法案に賛成する旨の意見があり、日本社会党を代表して堤委員より、一麻薬中毒患者は国家の責任において保護すること、二、大麻作付制限の実施方法を十分考究すること、三、ヒロポン、アドルム等の濫用防止につき適宜の措置を講ずることの希望條件をもつて、本法案に賛成の旨の意見の開陳がありました。さらに日本共産党を代表して苅田委員よりは、本法案は取締りを名として国家警察の強化をはかる傾向あること、並びに麻薬取締り強化よりも中毒患者対策の方が急務であるとの理由をもつて本法案に反対する旨の意見が述べられたのであります。

かくて討論を終り、採決に入りましたところ、本案は多数をもつて政府原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

第三　簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四　郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（幣原喜重郎君）　日程第三、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、日程第四、郵便年金法の一部を改正する法律案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。郵政委員長石原登君。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　簡易生命保険郵便年金事業審議会（第六十八條）
第五章　被保険者の保健施設（第六十九條）
第六章　積立金の運用（第七十條）」を
「第四章　被保険者の保健施設（第六十八條）
第五章　積立金の運用（第六十九條）」に改める。

第六條第二項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

第三十二條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第三十九條中「保険契約の解除」の下に「（第二十一條第一項の規定による解除を除く。）」を加える。

第四十三條中「第二十一條」を「第二十條」に改める。

第四十四條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條　削除

第四章を削り、第五章を第四章とし、第六十九條を第六十八條とする。

第六章を第五章とする。

第七十條第一項中「審議会」を「郵政審議会」に改め、同條を第六十九條とする。

附則第三項中「第三十一條から第三十三條まで、」を「第三十二條、第三十三條、」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第三十一條の規定は、昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約については、適用しない。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

2　昭和二十一年九月三十日以前に**効力が発生した**簡易生命保険契約

については、改正前の第四十五條の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年二月二十七日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律

郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

第十四條第二項中「六千円」を「三千円」に改める。

第四十二條第一項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

郵便年金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年二月二十七日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔石原登君登壇〕

○石原登君　ただいま一括議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案並びに郵便年金法の一部を改正する法律案に関し、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず最初に、政府の議案提出の理由並びに両法案の内容の概略を御説明申し上げます。

まず簡易生命保険法につきましては、加入者の保険的利益の万全等を期するため、次の諸点について改正しようといたしておるのであります。

第一に、被保険者が不慮の事故等によつて死亡した場合には、保険金の倍額を支拂うことになつておりますが、この倍額支拂いの條項は、ただいまでは、昭和二十四年六月一日以降の契約に限り適用されておるのを、この適用範囲を拡張いたしまして、昭和二十一年十月一日以降に締結された契約に対しましてもこの特典を認めようとするものであります。

第二に、従來、保険契約の効力発生後二年、復活の効力発生後一年以前に被保険者が死亡した場合には、保険金の全額を支拂うことなく、その一部だけを支拂うのを原則とし、災害または伝染病予防法第一條第一項の伝染病によるものに限り、例外としてその全額を支拂つておるのでありますが、同法第一條第二項により規定されている日本脳炎による死亡についても、最近における同病の発生状況にかんがみ、保険金の全額を支拂うことにしようといたしておるのであります。

第三に、保険契約の乘りかえ制度は、インフレの高進に対処いたしまして、加入者と政府と双方の利益のために設けられたものでありますが、その対象となる小口契約の整理は著しく進捗しておる反面、最近の経済情勢では、この制度を存置する必要がなくなつたので、この制度に関する規定を削除するとともに、昭和二十一年九月三十日以前の契約中には未整理の小口契約が残つているので、これらに対しては今後とも同制度を認めることにいたしておるのであります。

最後に、郵便年金法については、最近における経済事情の推移にかんがみまして、年金の最低制限額六千円を三千円に引下げるとともに、各種審議会の整理に伴いまして、両法を通じ、簡易生命保険郵便年金事業審議会を郵政審議会に統合することといたしておるのであります。

本委員会は、両法案の付託以來、法案提出の理由、内容等について詳細検討を加え、政府との間にも種々質疑応答を重ねたのでありますが、それらのすべては会議録に譲りたいと思います。

かくて委員会は、三月十四日質疑を打切つたのでありますが、その際、自由党を代表いたしまして加藤隆太郎君より、両法案の施行期日をそれ〴〵昭和二十五年四月一日に改める修正案を提出せられ、討論を省略、ただちに採決に入つたところ、まず右修正案について、多数をもつて可決すべきものと議決し、次いで修正案を除く原案の残余の部分についても多数をもつて可決すべきものと議決いたした次第でございます。よつて両法案は修正議決を見た次第でございます。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。（拍手）

第五　郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第六　法務府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（幣原喜重郎君）　日程第五、郵政省設置法の一部を改正する法律案、日程第六、法務府設置法の一部を改正する法律案、日程第七、文部省設置法の一部を改正する法律案、右三案は同一の委員会に付託された議案でありまするから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長鈴木明良君。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項の表の郵政審議会の部中「（簡易生命保険郵便年金事業審議会に附議される事項を除く。）」を削り、同表の簡易生命保険郵便年金事業審議会の部を削る。

附　則

この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年二月二十八日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

法務府設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法の一部を改正する法律

法務府設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中第十一号を削り、第八号を第九号とし、以下第十号まで順次一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　職員の定員及び職階に関する事項

同項第十二号を次のように改める。

十二　職員の研修に関する事項

第十條の次に次の一條を加える。

第十條の二　検察官に検察に関する学理及び技術の研究を行わせる機関として、法務総裁の管理に属する検察研究所を置く。

検察研究所は、これを東京都に置く。

検察研究所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條の二第一項を次のように改める。

法務総裁の管理の下に、第八條第一項、第二項、第三項第二号及び第四号乃至第七号並びに同條第四項の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

第十七條中「九十人」を「百十五人」に改める。

別表二中司法保護事業審議会、法務連絡協議会及び弁護士審査会の項を削る。

別表三の管轄区域の欄中「第八條第一項、第二項及び第四項並びに」を削る。

別表四中笠松刑務所の項の次に次の一項を加える。

福井刑務所	福井市

同表中北方刑務所の項の次に次の一項を加える。

麓刑務所	佐賀県三養基郡麓村

同表中宮城刑務所の項の次に次の一項を加える。

福島刑務所	福島市

同表中旭川刑務所の項の次に次の一項を加える。

釧路刑務所	釧路市

附　則

1　この法律のうち、第十條の二、第十七條及び別表四の改正規定は、昭和二十五年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2　司法保護事業法（昭和十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「司法保護事業審議会ノ意見ヲ聴キ」及び同條第二項を削る。

法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　地方支分部局(第二十五條―第二十八條)」を削り、「第三章　職員(第二十九條・第三十條)」を「第三章　職員（第二十五條・第二十六條)」に改める。

第二十四條第一項の表中

「

教育課程審議会	教育課程に関する事項を調査研究し、及び審議すること。

」を

「

職業教育及び職業指導審議会	職業教育及び学校が行う職業指導に関する事項を調査審議すること。

」に、

「

教育課程審議会	教育課程に関する事項並びに職業教育及び学校が行う職業指導に関する事項を調査審議すること。

」に、

「

教職員養成審議会	教育職員の養成制度及び現職教育に関する事項を調査審議すること。

」を

「

教育職員免許等審議会	教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議し、及び教員検定に関する事務をつかさどること。

」に、

「

社会教育審議会	公民教育、婦人教育その他社会教育一般に関する事項を調査審議すること。
青少年教育審議会	青少年団体、青少年の不良化防止及び教護並びに児童文化その他児童等の校外生活に関する事項を調査審議すること。
労働者教育審議会	労働者教育に関する事項を調査審議すること。

」を

「

社会教育審議会	公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育その他社会教育一般に関する事項を調査審議すること。

」に、

「国語審議会｜国語に関する事項を調査審議すること。」を「国語審議会｜国語及びローマ字に関する事項を調査審議すること。」に、「教科用図書審議会｜教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。」を

「

教科用図書検定調査審議会	検定申請の教科用図書を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。
教科書出版資格審査会	文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）に規定する事項を審査すること。

」に改める。

第二章第三節を削る。

第二十九條を第二十五條とし、第三十條を第二十六條とする。

附則第十五項から第十九項までを削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第四項中「教科用図書審議会」を「教科用図書検定調査審議会」に改める。

文部省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月十日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔鈴木明良君登壇〕

○鈴木明良君　ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案、法務府設置法の一部を改正する法律案及び文部省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会の審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず郵政省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、行政機構簡素化のため、郵政省の付属機関であります簡易生命保険郵便年金事業審議会を廃止し、同審議会の所掌事務を郵政審議会に移管することといたし、本年三月一日から施行しようとするものであります。

本案は、二月十五日、予備審査のため内閣委員会に付託され、同二十一日、政府の説明を聴取し、爾来、審査を進めて参つたのでありますが、二月二十八日、参議院の送付を受け、あらためて本委員会に付託され、質疑を重ねました結果、施行期日を四月一日とする修正案が提出され、三月十五日、討論を省略して採決の結果、多数をもつて修正案の通り可決いたしました。

次に法務府設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案のおもなる改正事項は五つであります。

第一は、法務総裁官房の所掌事務に関する規定の改正でありまして、すなわち弁護士法の改正に伴い、弁護士及び弁護士会に関する事項を削除するほか、一、二の調整を加えようとするものであります。

第二は、法務府の付属機関として新たに検察研究所を設置せんとするものであります。すなわち、久しく大陸法系の刑事手続になじんで参りました現在の検察官に、英米法流の新刑事訴訟法の運用に遺憾なからしめるため、検察事務の高度の学理及び技術の研究を行わせる機関として、法務総裁の管理に属する検察研究所を東京都に設置しようとするものであります。

第三は、訟務及び人権擁護に関する事務が増加して参りました実情にかんがみ、従来これを取扱わない建前になつておりました地方法務局にも、法務局同様これを取扱わしめようとするものであります。

第四は、前に申し述べました検察研究所の設置及び地方法務局の所掌事務の拡充等に伴いまして、第十七條の規定を改め、検察庁以外の法務府及びその所管各庁に置かれる職員のうち、検事をもつて充て得る職員の数を、二十五人増加して百十五人に定めようとするものであります。

第五は、別表の改正であります。すなわち、別表二においては、司法保護事業審議会及び法務連絡協議会を廃止するとともに、弁護士法の改正に伴い、弁護士審査会に関する規定を削除しようとするものであります。別表三の改正は、地方法務局の所掌事務の拡大に伴うものであり、別表四は、一府県に一箇の刑務所を設置する方針に基きまして、福井、福島及び釧路の各刑務支所をそれぞれ刑務所に改めるとともに、麓刑務支所は、九州における唯一の女子刑務所である特殊性と、その施設の充実にかんがみ、これを刑務所に昇格せしめようとするものであります。

なお附則において、検察研究所、検事をもつて充て得る職員の数及び刑務所に関する改正規定は四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する旨を定め、かつ関係法令の整理を行つているのであります。

本案は、二月二十七日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、法務委員会とも連合審査会を開き、質疑を行つた後、三月十五日、討論を省略して採決の結果、多数をもつて原案通り可決いたしました。

次に文部省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案において改正を加えんとするおもなるものは二つでありまして、いずれも行政機構簡素化を目的とするものであります。すなわちその一つは、文部省の地方支分部局として全国八箇所に設置されてあります文部省教育施設部出張所を廃止しようとするものであります。同出張所は、従来国立学校の建築工事の設計及び現場監督並びに臨時物資需給調整法に基く物資に関する事務を取扱つて参つたのでありますが、近来、右のうち物資に関する事務は、統制の縮減等により減少することとなりましたので、この際同出張所を廃止することとし、国立学校の営繕工事実施指導等のためには、技術職員を全国の主要な国立大学数箇所に派遣しまして、事務の遂行に支障のないようにしようとするものであります。

他の一つは、従来文部省の付属機関として置かれてありました二十四の各種審議会等を整理統合して、十八に減じようとするものであります。すなわち、職業教育及び職業指導審議会を教育課程審議会に、青少年教育審議会及び労働者教育審議会を社会教育審議会に、またローマ字調査審議会を国語審議会にそれぞれ統合し、さらに教職員養成審議会及び教員検定審査会を統合して教育職員免許等審議会を教科用図書審議会及び教科用図書検定調査会を統合して教科用図書検定調査審議会をそれぞれ新たに設けようとするものであります。

本案は、以上申し述べました趣旨による関係條文の改正を行い、四月一日からこれを施行しようとするものであります。

本案は、予備審査のため、三月一日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、審査を進めて参りましたが、三月十日、参議院の送付を受け、あらためて付託されましたので、質疑を重ね、三月十五日、討論を省略して採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　ただいま議題になつております三案を一括して採決いたします。日程第五の委員長の報告は修正でありまして、日程第六及び第七の委員長の報告は可決であります。三案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り決しました。（拍手）

第八　造幣庁特別会計法案（内閣提出）

第九　証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十　財政法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（幣原喜重郎君）　日程第八、造幣庁特別会計法案、日程第九、証券取引法の一部を改正する法律案、日程第十、財政法の一部を改正する法律案、右三案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。**大蔵委員会理事北澤直吉君。**

造幣庁特別会計法案

造幣庁特別会計法

目次

第一章　**総則（第一條—第九條）**
第二章　**資本及び資産（第十條—第十七條）**
第三章　補助貨幣回收準備資金（第十八條—第二十一條）
第四章　運転資金（第二十二條—第二十四條）
第五章　**資金計画（第二十五條）**
第六章　**予算（第二十六條—第二十八條）**
第七章　収入及び支出（第二十九條）
第八章　**決算（第三十條—第三十五條）**
第九章　雑則（第三十六條—第三十八條）
附則

第一章　総則

（設置）

第一條　造幣庁の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（事業の範囲）

第二條　この法律において「造幣庁の事業」とは、造幣庁の行う貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鉱物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

（管理）

第三條　この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（計理の区分）

第四條　この会計においては、造幣庁の事業の資産及び資本の増減異動並びに利益又は損失を明らかにするため、資産勘定、資本勘定及び損益勘定を設けて計理するものとする。

2　資産勘定は、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

3　**資本勘定は、**資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

4　**損益勘定は、収益勘定及び損失勘定に区分し、**事業の収益又は損失を明らかにする。

（計理の方法）

第五條　この会計の計理は、現金の**收納又は支拂の事実にかかわら**ず、財産の増減及び異動の事実に基いて行う。

2　前項の財産の増減及び異動の事実がいつ発生したか及びその事実がいずれの会計年度に属するかについての計理の基準は、政令で定める。

（原価計算）

第六條　この会計においては、大蔵大臣の定めるところにより、造幣庁の事業に関し必要な原価計算を行うものとする。

（一般会計からの繰入）

第七條　政府は、補助貨幣（貨幣法（明治三十年法律第十六号）第三條に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）第一條に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。）の製造のため、この会計の固定資産の拡張及び改良に充てるに必要な金額並びに補助貨幣の製造に要する経費を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定により、固定資産の拡張及び改良に充てるため一般会計からこの会計に繰り入れた金額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。

（引換貨幣又は回收貨幣の帰属）

第八條　政府において、引き換え、**又は回收した補助貨幣は、この会**計の資産に帰属するものとする。

（回收準備資金への編入）

第九條　この会計において、製造済の補助貨幣で政府の発行に係るものの価額に相当する金額は、第十八條第一項に規定する補助貨幣回收準備資金に編入しなければならない。

第二章　資本及び資産

（資本及びその整理区分）

第十條　この会計の資本は、固有資本、減価償却引当金及び借入資本の三種とする。

2　固有資本は、従前の造幣庁特別会計からこの会計に引き継いだ固定資本及び据置運転資本の額並びに従前の造幣庁特別会計の資金に属する地金（引換貨幣及び回收貨幣を含む。）の価額に相当する金額の合計額とする。

3　減価償却引当金は、この会計に属する資産の減価償却額の累積額（第十四條第三項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額）に相当する金額とする。

4　借入資本は、この会計の負担に属する一時借入金、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相当する金額とする。

（資産及びその整理区分）

第十一條　**この会計の資産は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。**

2　固定資産は、土地、建物、立木竹、工作物、未完成工事、機械及び標本並びに大蔵大臣の指定する器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

3　作業資産は、生産品、地金（引換貨幣及び回收貨幣を含む。）、原材料、備品及び未成品その他これらに準ずる物品とする。

4　流動資産は、現金、預金、未收金、前拂金その他これらに準ずるものとする。

（固定資産の価額）

第十二條　固定資産の価額は、その取得のために要した大蔵大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の価額は、時価を勘案して定めるものとする。

（減価償却）

第十三條　固定資産のうち、大蔵大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行うものとする。

（固定資産の価額の改定及び削除）

第十四條　固定資産の全部又は一部が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、大蔵大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じてその価額を減

額し、又は削除しなければならない。

2　一般物価の変動その他特殊の事由により固定資産の価格が著しく不適当となつたときは、大蔵大臣の定めるところにより、その価額を改正することができる。

3　前二項の規定により価額を減額し、又は削減する資産が償却資産であるときは、大蔵大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却済額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

（作業資産の価額）

第十五条　作業資産の価額は、購入価額又は製造を要した費額による。

2　前項の規定により価額を定め難い場合又は特殊の事由により前項の規定により価額を定めることが不適当である場合には、時価を勘案して定めるものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、引換貨幣及び回収貨幣の価額は、地金の時価による。

（作業資産の価額等の振替）

第十六条　作業資産を事業の用に供したときは、その価額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

2　作業資産の取扱に要する諸費は、大蔵大臣の定めるところにより、前項の経費の支出額に割り掛けるものとする。

3　資産外物品を修理したときは、その修理に要した費用は、大蔵大臣の定めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

（作業資産の価額の改定及び削除）

第十七条　作業資産がき損し、変質し、若しくは滅失したとき、又は規格の変更によりこれに適合しなくなつたときは、そのき損、変質若しくは滅失の割合又は規格に適合しなくなつた割合に応じて、その価額を減額し、又は削除しなければならない。

2　毎会計年度末に現存する作業資産の価額については、当該作業資産の時価が第十五条の規定による価額以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければならない。

第三章　補助貨幣回収準備資金

（回収準備資金の設置）

第十八条　補助貨幣の回収に充てるため、この会計に補助貨幣回収準備資金（以下「回収準備資金」という。）を置き、従前の造幣庁特別会計の資金に属していた現金、第九条の規定により編入する金額及び第十九条第二項の規定による運用利益金（この会計の歳入に繰り入れる金額を除く。）をもつてこれに充てる。

2　前項に規定する回収準備資金として準備すべき額は、補助貨幣の発行現在高に相当する金額とする。

3　回収準備資金として準備した金額が当該年度末における補助貨幣発行現在高を超過するときは、当該超過額に相当する金額は、この会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（回収準備資金の運用及び運用益の処理）

第十九条　回収準備資金に生じた現金は、大蔵省預金部に預け入れる場合に限り、運用することができる。

2　前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、回収準備資金の資産の価額が前條第二項に規定する額に達するまでは、回収準備資金に編入するものとし、超過した場合は、当該超過額に相当する金額は、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

（回収準備資金の計理方法）

第二十条　回収準備資金の受払は、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として計理するものとする。

（回収準備資金の経理の委任）

第二十一条　回収準備資金の経理は、大蔵大臣が造幣庁長官に命じて執行させる。但し、他の職員に命じてその一部を執行させることができる。

第四章　運転資金

（一時借入金）

第二十二条　この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

2　前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3　第一項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換をすることができる。

4　前項但書の規定により借換をした一時借入金は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第二十三条　この会計において、前条の規定により一時借入金をしたときは、その償還金及び利子の支払に要する経費の支出に必要な金額は、その支出を要するときにおいて国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、年度内に償還する一時借入金の償還金については、この限りでない。

（余裕金の運用）

第二十四条　この会計に余裕金があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

第五章　資金計画

（資金計画等）

第二十五条　この会計においては、回収準備資金の増減異動を明らかにし、運転資金の資金繰りを円滑にするため、大蔵大臣の定めるところにより、資金計画をたて、且つ、その実績を明らかにしなければならない。

第六章　予算

（歳入歳出予定計算書等の作製）

第二十六条　大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第二十七条　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第二十八条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書

二　前前年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び第二十五條の規定による実績表

三　前年度及び当該年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び第二十五條の規定による計画表

四　国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調書

第七章　収入及び支出

（収入及び支出の委任）

第二十九條　この会計の歳入歳出予算及び国庫債務負担行為は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定により配賦のあつた後、予備費を除き、大蔵大臣が造幣庁長官に命じて執行させる。但し、他の職員に命じてその一部を執行させることができる。

第八章　決算

（財務諸表の作製）

第三十條　大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資産価額増減表及び資本増減表を作製しなければならない。

（利益の資本金への増加）

第三十一條　この会計において、毎会計年度の決算上利益を生じたときは、その利益のうち当該年度末における固定資産及び作業資産の価額（第七條第一項の規定により増加した固定資産の価額及び第二十二條第二項の規定による一時借入金の借換額に相当する資産の価額並びに当該年度末における引換貨幣及び回収貨幣の残高に相当する価額及び未発行貨幣の価額を除く。）から前年度末における当該資産の価額を控除した金額に相当する金額をこの会計の固有資本の増加に充てることができる。

（利益の一般会計への納付）

第三十二條　この会計において、毎会計年度の決算上の利益の額から、前條の規定によりこの会計の固有資本の増加に充てる金額を控除してた残額は、当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付するものとする。

2　前項の規定によりこの会計の決算上の利益を一般会計へ納付する場合において、この会計に属する現金が納付すべき利益の額に達しないとき、又はその金額の一部をこの会計の運転資金の増加に充てる必要があるときは、大蔵大臣が当該年度の一般会計へ納付すべき金額を決定し、当該金額を納付するものとする。

3　前項の規定により当該年度に納付しなかつた金額は、翌年度以降において、大蔵大臣の定めるところにより、一般会計へ納付しなければならない。

（損失の処理）

第三十三條　この会計において、毎会計年度における決算上損失を生じたときは、損失の繰越として整理するものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製）

第三十四條　大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるこの会計の歳入歳出決定計算書及びこの会計の債務に関する計算書を作製しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第三十五條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出決定計算書

二　当該年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資産価額増減表、資本増減表及び第二十五條の規定による実績表

三　債務に関する計算書

第九章　雑則

（支出未済の繰越）

第三十六條　この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　前項の規定による繰越については、財政法第四十三條の規定は、適用しない。

3　大蔵大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

4　第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

（経理規程）

第三十七條　大蔵大臣は、この会計に関し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、造幣庁の事業の能率的な運営と予算の適正な執行を図るため、経理規程を定めなければならない。

（実施規定）

第三十八條　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　造幣庁特別会計法（大正四年法律第九号）（以下「旧特別会計法」という。）は、廃止する。但し、昭和二十四年度の決算に関しては、なお、その効力を有する。

3　旧特別会計法第六條の規定により、従前の造幣庁特別会計の昭和二十四年度の決算における作業上の益金を資金に編入する場合において、作業上の益金と作業に属する現金との差額とこの会計の運転資金に充てるため必要がある場合に大蔵大臣がこの会計の昭和二十五年度の資金計画を勘案して定める金額との合計額に相当する金額は、旧特別会計法第六條の規定にかかわらず、資金に編入することを要しない。

4　前項の規定により資金に編入することを要しない金額については、昭和二十六年度までに、この会計から回収準備資金に編入しなければならない。

5　この法律施行の際従前の造幣庁特別会計に属する資産及び資本並びに資金に属する地金、引換貨幣及び回収貨幣は、この会計に帰属するものとする。

6　この法律施行の際従前の造幣庁特別会計の資金に属する現金は、この会計の回収準備資金に帰属するものとする。

造幣庁特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第十項但書を削る。

第四條第二項但書中「五百万円」を「千万円」に改める。

第五條第一項第三号を次のように改める。

三　当該会社及びその事業の沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、収支の状況その他事業の内容に関し重要な事項

同項第九号中「募集又は募集の委託」を「募集、売出又は募集若しくは売出の委託」に改め、同項第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

同條第三項に次の一号を加える。

七　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める書類

第十三條第六項を次のように改める。

前項の規定は、当該有価証券の銘柄、募集若しくは売出の価格若しくは募集若しくは売り出される数、引受人の名称、募集若しくは売出の取扱をする者の名称、目論見書を提供する場所又は定款に記載された会社の目的を表示することを妨げるものではない。

第十五條第三項中「左に掲げる場合」を「左の各号の一に該当する場合」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、当該有価証券に関し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）を経過した日以後においてなす場合　但し、有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合を除く。

第二十五條第三項中「命令」を「大蔵省令」に改める。

第二十八條第三項第一号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十條第一項に規定する証明書（以下戸籍証明書という。）」に、「第二号及び第四号」を「第二号及び第三号の二乃至第四号」に改め、同項第二号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第二号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。

第三十條第二項中「命令」を「政令」に改める。

第三十一條第三号の次に次の二号を加える。

三の二　証券業者である会社がこの法律の規定により登録を取り消された場合において、当該処分のあつた日以前三十日内に当該会社の取締役又は業務執行社員であつた者で当該会社がその取消処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

三の三　第五十九條の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

同條第七号中「同一の商号」の下に「又は他の証券業者の営業と誤認される虞のある商号」を加え、「当該証券業者の許諾を得ないで」を削り、同條同号の次に次の一号を加える。

八　商号のうちに証券という文字を使用しない者

第三十二條第三項中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第三十一條」を「前條」に、「第二号及び第四号」を「第二号及び第三号の二乃至第四号」に改める。

第三十三條第一項中「通知を受けた日から三十日以内に、」の下に「政令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、」を加える。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條　証券業者の営業用純資本額は、五十万円（証券業者のみを相手方として取引をする者については、二十万円）を下つてはならない。

証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて二十倍の限度内において証券取引委員会規則で定める率をこえてはならない。

前二項に規定する営業用純資本額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、前項に規定する負債総額は、負債の合計金額とする。

前項の資産の合計金額及び負債の合計金額は、証券取引委員会規則で定めるところにより、これを計算しなければならない。

第三十五條中「証券取引委員会は、」の下に「登録申請者の営業用純資本額が前條第一項に規定する金額に満たない場合、又は」を加え、「前條第一項」を「同條第二項」に改める。

第三十九條第一項中「第四号乃至第七号」を「第三号の二乃至第八号」に改める。

第四十條第一項中「証券取引委員会は、」の下に「証券業者の営業用純資本額が第三十四條第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は」を加え、「第三十四條第一項」を「同條第二項」に改める。

第四十一條の次に次の一條を加える。

第四十一條の二　証券業者は、その商号のうちに証券という文字を用いなければならない。

証券業者でない者は、その商号のうちに証券業者であると誤認される虞のある文字を用いてはならない。

第五十二條中「四月から九月まで及び十月から翌年三月まで」を「十月から翌年九月まで」に改める。

第五十四條第一項第五号中「第四号乃至第六号」を「第三号の二乃至第六号」に改め、同項第六号中「第三十四條第一項」を「第三十四條第二項」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　営業用純資本額が第三十四條第一項に規定する金額を下つたとき

第五十五條中「証券業者に対しそ

の営業」を「証券業者若しくはこれと取引をなす者に対し当該証券業者の営業」に改める。

同條の次に次の一條を加える。

第五十五條の二　証券取引委員会は、証券業者が営業又は財産経理の状況に照らし、過当な数量の売買取引、不健全な方法による売買若しくは借入をなし、又は不良と認められる資産を有する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し、証券取引委員会規則で定めるところにより、将来当該行為と同種の行為をしてはならない旨又は財務計算について、当該資産の全部若しくは一部を償却すべき旨を命ずることができる。

第五十七條に次の二項を加える。

証券取引委員会は、前項の規定により営業の停止を命じた後、当該証券業者について当該処分の基礎となつた事由が消滅したと認める場合には、営業の停止期間を短縮する処分をなすことができる。

証券取引委員会は、前項の規定による処分をなした場合においては、遅滞なく、理由を示し、この旨を当該証券業者に通知しなければならない。

第六十條中「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める。

第六十三條第一項第一号中「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改め、同條第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による登録の抹消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において証券取引委員会が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該証券業者に通知したときは、その期間を経過するまでは、これをしないことができる。

一　前項第二号に掲げる場合においては、当該届出を受理した日

二　前項第三号に掲げる場合においては、証券取引委員会が当該事実を確認した日

第六十四條第一項及び第二項中「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める。

第六十九條第一項中「登録申請書」の下に「若しくはその添附書類」を加える。

第八十二條第一項第二号中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第二号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。

第八十四條第二項中「戸籍謄本」を「戸籍抄本又は戸籍証明書」に、「第二号、第四号及び第五号」を「第二号及び第三号の二乃至第五号」に改める。

第八十五條第一項中「登録申請書」の下に「若しくはその添附書類」を加え、同條同項に次の一号を加える。

四　当該証券取引所の設立される地方における証券業者の数、有価証券の取引の状況、その地方に本店、支店その他の事務所又は事業所を有する会社でその発行する有価証券が当該証券取引所における上場を予定される会社の数その他の地方における経済の状況に照らし当該証券取引所の設立が必要でないとき

第九十一條第五項中「第三十四條第二項及び第三項」を「第三十四條第三項及び第四項」に改める。

第百十二條第二項中「届け出た有価証券については、」の下に「第四項の規定による処分を受けた場合を除くの外、」を加え、同條に次の一項を加える。

証券取引委員会は、第一項の規定による届出を受理した場合において、当該有価証券を当該証券取引所に上場することが公益又は投資者保護のため必要且つ適当でないと認めるときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し、登録を拒否すべき旨を命ずることができる。

第百六十五條第一項中「達成するため、」の下に「大蔵省の外局として、」を加え、同條第二項を削る。

第百六十六條を次のように改める。

第百六十六條　証券取引委員会は、委員長及び委員二人を以て、これを組織する。

委員長及び委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が、これを任命する。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第百六十七條第一項本文中「委員」を「委員長及び委員」に、同項但書中「委員」を「委員長又は委員」に改め、同條第二項中「委員」を「委員長及び委員」に改める。

第百六十八條及び第百六十九條中「委員」を「委員長又は委員」に改める。

第百七十條第一項を削る。

第百七十二條中「委員」を「委員長及び委員」に改める。

第百七十五條、第百七十六條及び第百八十二條第四項中「委員」を「委員長、委員」に改める。

第百八十五條第一項中「第二十六條」の下に「(第二十七條において準用する場合を含む。)」を加える。

第百八十六條中「命令」を「大蔵省令」に改める。

第百八十八條第二項中「株式」を「当該会社の株式」に改め、同條第三項中「株式の数に異動があつた場合」の下に「(当該会社の発行した他の株式を新たに取得し、又は処分した場合を含む。)」を加える。

第百九十一條の次に次の一條を加える。

第百九十一條の二　何人も、有価証券の発行者、引受人又は証券業者から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券又は有価証券の発行者に関し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束を

してなす旨の表示を併せてしなければならない。但し、広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。

第百九十三條を次のように改める。

第百九十三條　この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、証券取引委員会が一般に公正妥当であると認められるところに従つて証券取引委員会規則で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

第百九十三條の次に次の一條を加える。

第百九十三條の二　証券取引所に上場されている株式の発行会社その他の者で証券取引委員会規則で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類には、その者と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならない。

前項の特別の利害関係とは、公認会計士が前項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二十四條に規定する関係及び公認会計士がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業若しくは財産経理に関して有する関係で、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定めるものをいう。

第一項の公認会計士の監査証明は、証券取引委員会規則で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。

公認会計士がこの法律の規定により証券取引委員会に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十條に規定するものであるときその他不正なものであるときは、証券取引委員会は、当該公認会計士に通知して審問を行つた後、理由を示し、一年以内の期間を定めて、証券取引委員会に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で当該公認会計士の監査証明に係るものは、これを受理しない旨を決定することができる。この場合においては、証券取引委員会は、その旨を当該公認会計士に通知し、且つ、公表しなければならない。

第百九十四條中「株式」を「株式の発行会社の株式」に改める。

第百九十五條の次に次の一條を加える。

第百九十五條の二　この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない。

第二百五條第一号中「第三十條第四項（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）、」の下に「第四十一條の二第二項、」を加え、「第六十一條、第百二十九條第一項、第百三十三條」を削り、同條第十号を次のように改める。

十　第五十六條第二項又は第三項の規定による届出について虚偽の届出をした者

同條第十一号を次のように改める。

十一　第百十一條の規定による申請書の写若しくは添附書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出した者

同條第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　第百九十一條の二の規定に違反した者

第二百八條第一号中「第四條第三項」の下に「、第四十九條第一項、第六十一條、第百二十九條第一項又は第百三十三條」を加え、同條第八号を次のように改める。

八　削除

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第百九十一條の二及び同條の規定に違反する行為に対する罰則の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2　証券取引法（以下「法」という。）第三十四條第一項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者である者については、この法律施行の日から二年を限り適用しない。

3　この法律施行の際現に証券業者である者に対する法第三十九條第一項の規定の適用については、なお従前の例による。但し、その者が左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　この法律施行後新たに法第三十一條第三号の二、第三号の三、第七号若しくは第八号の改正規定又は同條第六号の規定（但し、同條第三号の二及び第三号の三の改正規定に関連する部分に限る。以下本項において同じ。）に該当することとなつたとき。

二　この法律施行の際現に法第三十一條第三号の二、第三号の三の改正規定又は同條第六号の規定に該当する場合で、この法律施行の日から六月を経過したとき。但し、当該期間内において、法第三十一條第六号の規定に該当しないこととなつた場合を除く。

4　この法律施行の際現に証券業者である者に対する法第四十條の改正規定の適用については、この法律施行の日から二年を限り、なお従前の例による。

5　法第四十一條の二第一項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者である者については適用しない。但し、この法律施行の際現に使用する商号を変更しようとする場合は、この限りでない。

6　法第四十一條の二第二項の改正規定は、この法律施行の際現に証券業者でない者であつて、その商号のうちに証券業者であると誤認される虞のある文字を用いているものについては、この法律施行の日から六月を限り適用しない。

7　法第五十二條の改正規定は、昭和二十四年十月に始まる営業年度から適用する。

8　この法律施行の際現に証券業者である者は、法第五十四條第一項の改正規定にかかわらず、法第三

十四條第一項の改正規定に適合しない場合においては、この法律施行の日から二年を限り、その旨を届け出ないことができる。

9　この法律施行の際現に証券取引委員会の委員長及び委員の職にある者は、法第百六十六條第二項の改正規定による証券取引委員会の委員長及び委員の任命があるまでは、なおその地位を有するものとする。

10　この法律施行後最初に法第百六十六條第二項の改正規定により証券取引委員会の委員長及び委員に任命される者の任期は、法第百六十七條の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、その一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

11　法第百九十一條の二の改正規定は、この規定施行の際現に同條の規定に違反している行為については適用しない。

12　附則第十五項の規定は、法第百六十六條第二項の改正規定により最初に任命される証券取引委員会の委員長及び委員から適用する。

13　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号イ中「証券取引所」の下に「及び証券業協会（証券業協会連合会を含む。）」を加える。

15　特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　証券取引委員会の委員長及び委員

別表中

「衆議院及び参議院の事務総長
地方行政調査委員会議長
外国為替管理委員会委員長
統計委員会委員長　三〇、四〇〇円」

を

「衆議院及び参議院の事務総長
地方行政調査委員会議長
外国為替管理委員会委員長
証券取引委員会委員長
統計委員会委員長　三〇、四〇〇円」

に、

「外国為替管理委員会委員　二七、二〇〇円」

を

「外国為替管理委員会委員
証券取引委員会委員　二七、二〇〇円」

に改める。

証券取引法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月十三日

參議院議長　佐藤尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

財政法の一部を改正する法律案

財政法の一部を改正する法律

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一條第二項を次のように改める。

前項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。

第三十三條第二項中「又は大蔵大臣の指定する節」及び「又は節の間」を削り、同條第四項中「会計検査院に通知するとともに、第一項但書の規定に基く移用については、その旨を日本銀行」を「当該各省各庁の長及び会計検査院」に改め、同條第五項中「、第二項又は第三項」を「又は第二項」に改め、同條第三項及び第六項を削る。

第三十四條第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を「については各省各庁ごとに、支出の所要額については」に改める。

第四十二條但書中「契約等」を「支出負担行為」に改める。

附則第一條の二中「又は節」を削る。

附則第五條の次に次の一條を加える。

第六條　内閣は、昭和二十五年度の予算に限り、第三十一條第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合においては、当該年度の予算に添附して国会に提出した予定経費要求書又は歳入歳出予定計算書に掲げた目を整理統合して定めた目の区分により配賦することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年度の予算から適用する。

2　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十四條　削除

3　電気通信事業特別会計法（昭和二十四年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十四條　削除

財政法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君　ただいま議題となりました造幣庁特別会計法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、造幣庁の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資する目的をもつて、従前の特別会計を廃止し、新たに特別会計を設置いたしまして、一般会計と区分して経理するために提出されたものであります。

この法案の主要な点は、まず第一に、新たに補助貨幣回收準備資金を設置いたしまして、製造済み補助貨幣の発行高に相当する金額をこの資金として積み立てることといたしておる点でありまして、従前の特別会計におきましては、この金額は特別会計の歳入と

して計上されておつたものであります。なお回収準備資金は、大蔵省預金部に預け入れてこれを運用することができることとし、またこの資金をもつて引きかえまたは回収しました補助貨幣は、地金の価額をもつてこの会計の資産とすることといたしております。

第二に、今回の新特別会計においては、製造済み補助貨幣の発行高に相当する金額を歳入として計上することをやめますので、補助貨幣の製造に要します経費は、予算の定めるところにより、一般会計が負担してこの会計に繰入れることができることといたしております。

第三に、決算上の利益は原則としてすべて一般会計に繰入れるのでありますが、造幣庁の事業の企業性にかんがみまして、その一部を資本の増加に充て、残余を一般会計に繰入れることとし、また決算上損失を生じました場合には、損失の繰越しとして整理することといたしております。

なおこのほか、資本及び資産、運転資金、資金計画等について必要な規定を設けております。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びにその内容の要点でありますが、この法案は、二月二十八日、本委員会に付託されまして、三月四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、十四日及び十五日の両日、各委員より、造幣庁の事業の内容、回収準備資金を設けた理由等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで、討論を省略し、ただちに採決いたしましたところ、起立総員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、今回の改正案のおもなる点についてその大要を申し上げますと、その第一点は、証券業者及び証券取引所の健全化に関する諸規定を設けたことであります。すなわちその一は、証券業者は営業用純資本として最低額五十万円を常に維持しなければならないこととし、証券業者の資産内容の堅実化をはかるとともに、投資者の保護を全からしめんとしたのであります。但し、現在の証券業者に対して、ただちにこの制限規定を適用することは適当でありませんので、二年後より適用することになつております。その二は、証券業者が営業または財産経理の状況に照し過当な数量の売買取引、不健全な方法による売買もしくは借入れをなし、または不良と認められる資産を有する場合においては、証券取引委員会は当該行為を制限し、不良資産を償却する等の命令をなすことができることとして、証券業者の健全化をはかることとしたのであります。その三は、盛衰のはげしい証券業の特殊性にかんがみ、損益の平準化をはかるため、証券業者の営業年度を六箇月より一箇年に改正することにしたのであります。その四は、登録取消しの処分を受けた証券会社の役員は、五年間証券会社の役員に就任できないこととする等、現在の登録拒否または登録取消しの條文の不備を整備したことであります。

次に第二点といたしましては、シャウプ勧告にうたわれている線に沿いまして、証券取引法の規定により提出される貸借対照表、損益計算書等の財務書類について、その用語、様式及び作成方法に関する権限を証券取引委員会に与え、もつて不統一をきわめるわが国企業会計制度の整備に資せんとしたことであります。またこれらの財務書類は、それを提出する会社と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならないこととし、わが国で初めての試みである外部監査制度を実効的ならしめることとしたのであります。

第三点は、有価証券の募集または売出しに際して、証券取引委員会規則で届出を免除することができる範囲を、現行の募集または売出券面総額五百万円より一千万円に引上げ、経済の実情の変化に即応し得ることとしたことであります。

第四点は、投資についての判断を提供すべき新聞、雑誌等の記事に関する取締り規定を設けたことであります。

第五点は、証券取引法の規定に基いて設立された証券業協会について、その活動に実効性を与えるため、事業者団体法の適用をしないこととしたことであります。

第六点は、証券取引委員会の委員長及び委員は、その職務の特殊性にかんがみ、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命するものとし、特別職とした点であります。

以上が大体改正案の要点でありますが、この改正法律案は、二月十六日、本委員会に付託されまして、二十日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、翌二十一日より数日にわたり、各委員より、証券金融対策、証券保有機関の設置、公認会計士の監査証明、新聞、雑誌に対する取締り等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて、三月十五日討論に入りましたところ、田中委員は日本社会党を代表し、宮腰委員は民主党を代表して、いずれも本案に賛成の意を述べられ、竹村委員は共産党を代表して、本案に反対の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました財政法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、予算執行の実績並びに現状にかんがみまして、予算配賦の際の区分並びに支出負担行為についての承認手続を簡略にするために提出されたものであります。

すなわち第一点は、内閣が各省各庁の長に対して予算を配賦します場合、現行法によりますと、歳出予算については目をさらに節に区分することになつておりますが、これでは、いたずらに手続を煩瑣にし、実効がありませんので、節の区分を廃止しようとするものであります。なおこれに伴いまして、目の整理統合を行うとともに、従来の節のうち特に流用制限をする必要のあるものは目に引上げる等の調整を行うこととし、これらの措置は昭和二十五年度予算から実施し得るよう所要の規定を設けております。

次に第二点は、支出負担行為について大蔵大臣の承認を経るために作製します計画書類は、現行法によりますと、支出負担行為担当官ごとに作製することになつておりますが、これも、いたずらに手続を煩瑣にして実効がありませんので、各省各庁ごとに作製することに改めようとするものであります。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点でありますが、この法案は、三月二日、本委員会に付託されまして、四日、政府委員より提案理由を聴取し、十四日及び十五日の両日、各委員より、会計検査院の検査制度、節を廃止した後の影響等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれ〳〵答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

ついで討論に入りましたところ、宮腰委員は民主党を代表して、大蔵大臣の承認は法規裁量によるものとせられたい、一般会計より特別会計への繰入金の跡始末については本委員会に報告せられたい旨の希望條件を付して賛成の意を表せられ、小山委員は自由党を代表して、物品費、消耗費については整備を行われたい旨の希望を付して賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して、節を廃止することにより弾力性は認められるが、これに伴う弊害は除去されていない、この法案は昭和二十五年度予算案と並行審議さるべきものである等の理由をあげて反対の意を表せられ、河田委員は共産党を代表して、節を廃することにより自由裁量の範囲を広くして、給与等において不公平が行われる等の理由をあげて反対の意を表せられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決されました。

以上御報告申し上げます。

○議長（幣原喜重郎君）　討論の通告があります。これを許します。田中織之進君。

〔田中織之進君登壇〕

○田中織之進君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつておりまする三案のうち、証券取引法の一部を改正する法律案に対しましては、希望條件を付しまして賛成いたしまするが、財政法の一部を改正する法律案に対しましては、われ〳〵は反対の意思を表明せんとするものでございます。

証券取引法の一部改正法律案は、ただいまの委員長報告にありました通り、証券投資者の保護を目的として加えましたところの改正でございまして、われ〳〵は、これに対しましては、その改正の趣旨に徴しまして、これに賛意を表するものでございます。ただ、これが運用にあたりましては相当留意されなければならない点が多々あるのであります。

もちろん、今回の改正によりまして、いわゆる証券投資者にいろ〳〵迷惑をかけておりまするところの中小の証券業者に対しまして、純資産五十万円という最低のわくをはめましたことによつて、相当そういう弱小証券業者と申しまするか、こういうようなものに対しますところの統制が強化せられることは、けつこうなことでございまするけれども、今日証券業界の実情を見まするならば、いわゆる五大証券と、それ以下に位しますところの、いわゆる中小証券業者との間の大きな資力の面、あらゆる面における隔たりというものが、きわめて危険なる対立関係をかもし出しておるという点につきまして、今後証券取引委員会におきましても、十分それらの点に留意しなければならぬ点が第一点でございます。

第二点といたしましては、今回の改正法律案の百九十一條の二にありまするところの、証券に関しまする新聞、雑誌等の報道についての一種の制限規定でございます。われ〳〵は、いわゆる不当なる株価つり上げ工作の意味において出されておりまするところの、いかがわしい株式評論的なものに対しまする一種の取締りを進めなければならないことは、投資者保護の立場において、その必要を認めるものでございます。しかしながら、それは証券業者並びに本法の適用によつて十分果し得るのでありまして、私は、こうした規定が設けられることによりまして、ともすれば新聞、雑誌等の言論機関の株式についての公正妥当なる評論につきまして、これを圧迫するというような傾向が出て参るということについて、むしろ本法の他の條項の適用によつて、本来ならばこの條項は削除すべきであるという建前をわれ〳〵はとつておるのでありまするから、その意味において、本法の運用にあたりましては、特に以上の諸点を十分留意してもらわなければならないという條件をつけて、本案に対しましては賛成をするものであります。

財政法の一部を改正する法律案に対しましては、この改正案は、一面予算執行の関係から参りまして、簡素化と予算の執行の過程における弾力性を付与するという点が現われておるのでありまするが、一面、たとえば支出負担行為に対しまするところの大蔵大臣の承認の問題も、各省庁別に行うということによりまして簡素化されたような形には相なつておりますけれども、大蔵大臣の統制権というものが一段と強化せられておる矛盾した面を持つておるということを、われ〳〵は指摘せざるを得ないのであります。

さらに、今回節を廃止いたしまして、目を若干ふやして行こうという改正でございますが、従来とても、たとえば会計検査院に対する報告あるいは決算書におきましては、節に至るまでの詳細な報告の数字が出ておりますけれども、実際は節の面における流用、移用についていろ〳〵弊害を起しておるということは、会計検査院から国会に報告されておる決算報告書において毎度指摘されておる点でございますので、一面これは弾力性を持たしておるかのごとく見えますけれども、この弾力性を持つた結果が、いろ〳〵その流用、移用の面において弊害を生ずるという点を十分考えなければならないことを、私は主張するものであります。

ことに、最近におきまするところの政府のやり方を見ておりますると、物件関係その他における流用、移用については、遠慮なく相当大幅な融通性を持たしておるのであります。しかしながら、たとえば給与の問題をとつて考える場合に、人事院の勧告が出ましても、あるいは昨年末のように生活補給金を稔出するというような場合における人件費に他の面からの流用、移用というような問題につきましては、ことに現内閣の方針というものが、きわめて冷酷なのであります。これが専売裁定あるいは国鉄の裁定の財源問題で、国鉄あるいは専売公社の場合において指摘せられておることは、皆さん御承知の通りでありますが、これが国の予算の面におきましても、そういう点は厳格に行いますけれども、それ以外の面におきましては、実に融通無碍なる形をとつて行われておるという点は、これは国民の血税の上に組み立てられておる予算なるがゆえに、われわれは十分検討しなければならぬ問題でありまして、ただ予算に弾力性を持たす、あるいは手続の簡素化の美名に隠れて、こうした実質的な弊害の面を何ら改めることの確約が与えられない以上、本案に賛成するわけには行かないのであります。

さらに、この法律の第六條には、二十五年度の予算に限りましては、この法律によりまして、いわゆる予算の目を整理統合して、定めた目の区分によつて予算の配賦を認めておるのでありますが、私は、これはきわめて不当なことだと思うのであります。従つて、こうした法律を出しまして、節を廃止いたしまして、目によつて予算を編成するということに相なりまする以上、これはむしろ、予算編成に先だつてその方針が打立てられておらなければならないのであります。その予算案がすでに衆議院を通過して参議院にある段階に、本法案が、ようやく遅ればせながら本会議の議題になつておる。

しかも問題は、その提出の時期であります。これが衆議院に提出されたのは今月の二日でございまして、一方予算をむりやりに通しておいて、あとからこうした形によつて節を廃止して、目によつて相当の融通性を持たせたところの配分を行うというようなことは、私は国会の予算審議権を侵害する結果に相なると思うのであります。これは予算と同時に当然国会に提出されなければならない筋合いの法律であるにもかかわらず、これが予算案の提出よりも相当遅れておるという事実は、たとえば予算の裏づけになるべきところの税制に関する法律案の提出が遅れたり、現に予算と平衡資金の関係において関連を持つて来るところの地方税の関係におきましては、これは予算が衆議院を通過しておるけれども、地方税に関する改正法律案が、今なお国会に提出されておらぬ。こういうようなことも、多数をもつて衆議院は押し切れるかもしれませんけれども、こういう法律案提出の手続の問題における違法を特に現内閣がたび〱繰返しているということは、われ〱の断じて承服できないところでございます。

その意味において、われ〱は、この財政法の一部を改正する法律案に対しまして反対の意思を表明するものであります。

なお最後に一点私がつけ加えておきたいのは、今回の節の廃止、それから目の区分の問題でございまするが、ことに人件費に関する部分につきましては、今国会の人事委員会にかかつておりまする職階法との関係におきまして、当然変更されなければならない筋合いであるにもかかわらず、政府側の大蔵委員会における答弁におきましては、すでに一方において人事委員会に出ておる法律案の関係を、何らこの節の廃止、目の整理、再区分に対しまして考慮に入れておらないということが暴露されておる。この事実に対しまして、ことに役務費の中には、最近定員法で人員が縛られた関係から、いわゆる臨時雇い的なものを役務費の中に入れて、定員法で不当に圧縮したところの人員の不足をカバーせんとするところの項目が、露骨に各省の予算、各政府機関の予算に見られる今日の段階におきまして、われ〱は、この点からも、この財政法の一部を改正する法律案に対しましては遺憾ながら反対せざるを得ないということを表明いたしまして、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君)　三宅則義君。

〔三宅則義君登壇〕

○三宅則義君　私は、自由党を代表いたしまして、ただいま上程せられました証券取引法の一部を改正する法律案に対して賛成の討論をせんとするものであります。

本案は、今日の証券対策として、わが国証券の民主化、取引の安全感を基準として提出せられたものであつて、シヤウプ博士の勧告案の線に沿いまして財務諸表の統一をはかり、証券取引委員会のこれらに対しまする整備を基準といたしまして、証券取引所の健全なる発達をなさんとするためにこの法案が提出されたのでありまして、従来と異なりまして、証券業者をしてその内容の充実を期すべく、純資産金額五十万円以上を常に堅持する方策をとりきめたる点は、わが自由党といたしまして、特に取引の安全と証券の流通化をはかりたる特徴の第一であります。この実施を二箇年後に行わんとするのでありまして、この間、お互いに、業者、取引者とも〲に、企業の健全化、わが党の多年要望いたしておりまするところを実現いたしまして、将来の活動を期待いたすものが大であります。

第二の特徴といたしましては、企業会計の健全化、さらに利益の平準化をはかるために、決算期を六箇月より一箇年に改正いたしました点であります。われ〱といたしましては、上半期に損失があつたり、また下半期に利益があつたりなどいたしまして、必ずしも決算期ごとに同一とは限つておりません。こういうことのために不公平になる場合が多かつたのでありまするが、今回の改正案によりまして、まさにわれ〱の念願とする企業会計一箇年平準化制度といたしました点は、実に進歩いたしたる改革案であると信ずるのであります。

第三の特徴は財務諸表の完備であります。従来は、各会社まち〱でありまして、これを検定するに、はなはだ困難でありました。また証券業者はもちろん、一般大衆取引者にとりましても迷惑千万であつたのでありますが、この改正によつて、貸借対照表、損益計算書、財産目録、財務書類の用語、様式等を証券取引委員会で統一いたしまして、これが完全に企業経理の内容を明確にいたしました点は、証券投資者の検閲を便にいたしましたこととともに、実に明治大正、昭和を通じまして、この八十年の変遷を経たる今日として、まことに喜ぶべき改正であると感ずる次第であります。

第四の特徴は、財務諸表が、われわれの信頼し得る公認会計士の監査証明によつて、各会社の内容を公示することに相なつた点であります。多年わが国の企業会計に貢献いたしましたる計理士も、今回の本法改正と相並びまして、公認会計士法の一部改正と相待ちまして監査証明をなし得る点でありまして、まことに時機に適したる改正といわなければなりません。これによつて外部からの会社内容の監査を制度化することができるのでありまして、企業はます〱健全となり、証券保持者、取引者の信頼感を高め、一般の人人に証券の普及をはかり得るのでありまして、わが党の政策の実現と相まちまして、その効果顕著なるものがあると信ずるのであります。(拍手)

第五の特徴は、新聞・雑誌等の記事に関しましては、アメリカ流にこれをならいまして、その会社もしくは有価証券業者より対価を得てこれを書いたかどうかを取締る制度を設けた点は、その真相を判断し得る点等をもちまして、けだし進歩いたしたるものと考えまして、まことに適当なる改正案であると信ずる次第であります。

第六の特徴は、証券取引委員会の委員もしくは委員長は、特に内閣総理大臣が両院の議決を経て任命する特別職

といたした点でありまして、このために、公平なる人事―崇高なる人物、識見卓越せる者が真に証券業界の運用をあやまたず、もつぱらその運用の妙とその改善に努力し得る点を、私は最も顕著なる事実といたしたいのであります。

本法案に対しましては、一部におきましては反対の討論もありました。それはいずれも実情に適せず、真に内容を洞察せざる議論であると信ずる次第であります。（拍手）わが党としては、この改正案の可決によりまして、今日一般の業者に活を入れまして、国民の経済復興と、わが党の政策実現と相まちまして、景気の回復をはかりたいと信ずる次第であります。

最後に有価証券取引法は、この公正なる流通と円滑なるその発展を期するために、一般の信用を高め、もつて企業の健全なる発達と経済の安定、国力の充実を期し得べきであるということを確信する次第であります。

以上をもちまして、私は自由党を代表し本法案に賛成するものであります。何とぞ御賛成を賜わらんことを期待いたします。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　竹村奈良一君。

〔竹村奈良一君登壇〕

○竹村奈良一君　私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま提案されておりますところの三案のうち、証券取引法の一部を改正する法律案並びに財政法の一部を改正する法律案に対しまして、反対の意見を申し述べるものであります。

まず証券取引法の一部を改正する法律案について申しますならば、これは表面的には、先ほどから言われたごとく、あたかもいわゆる投資者の権益を保護して、そうして証券業の健全なる発達をはかるのを目的とすると言われておりますけれども、事業者団体法の適用を除外したということの事実において、かつての持株会社の復活を意味する法案であるといわざるを得ないのであります。

その次には、先ほども言われましたけれども、決算期の六箇月を一箇年に延長するということが書かれてあるのでございますが、これはいろ〳〵な点から考えまして、昨年度より本年度にわたりましたところの、あの株価の大暴落を隠蔽せんとする、しかもそれによつて証券業者の救済を行わんとするがごときにおいが非常に多いのであります。その一例を申し上げますならば、昨年十二月における全国証券業者の手持ち証券は約六十億といわれ、これが委員会において政府から答弁されたのでありますが、この株価の値下りを推定いたしますならば、約五割といたしまして、少くとも評価損は三十億に上ると思われるのであります。この三十億に上るところの評価損、これは一体どうなつておるか。はたして、先ほどから言はれたように、いわゆる投資者の権益を保護せんとするのであつたならば、こういう点において、取引委員会は、常にいわゆるこれら健全なる証券業者の資本に対するところの不安なきかどうかということを当然発表しなければならないにもかかわらず、それを発表することを拒むがゆえに、この法案を提出したといわざるを得ないのであります。

まず、今日の四大証券会社といわれておるものの資本金は、一証券会社につきまして二億円であります。これを合計いたしますならば八億円であるのでありますが、この四大証券会社が、株式、社債合せて、全国におけるところの証券のうちの約六〇%を扱つておるといわれておるのであります。このことを考えますならば、たとえば全国の手持ち証券の六〇%の評価損を考えますならば、少くとも十億以上に上ることは当然であります。しかもその資本金が八億円だとするならば、はたして今日健全なる証券会社の資本率が、いわゆる不良資本でないと、だれが言われるかと私は言いたいのであります。

こういうことを勘案いたしますならば、今日この六箇月を一箇年に延長したということは、決算を延ばすことによつて、こうした巷間に伝えられるところの不安を隠蔽せんとし、しかもこの法案によつて、四大証券会社を中心としたところの独占的な証券会社の利益を擁護することに汲々としていると言わざるを得ないのでありまして、このことは、巷間伝えられるところの、いわゆる証券業界から多くの政治献金が行われているといううわさをも、この客観的な事実の前に断じて否定することはでき得ないと私は思うものであります。（拍手）

次には、まず事業者団体法の除外によりまして、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外し、または同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならないという、あたかももつともらしい申訳をつけているのでありますけれども、その申訳をつけること自体が、事実の実績において、先ほどから申しましたごとく、いわゆる六〇%の証券を扱つているということの事実からしても、実際においては、こうした四大証券会社の独占的地位を強化して、内外の独占資本、特に国際独占資本の要請に応じて――この法案を改正し、株価のてこいれ、あるいは証券民主化の名前によつて高い株を民衆に売りつけ、そうしてときには、てこいれ、あるいはその他の株価の操作を通じて、暴落したときに大衆からこれを巻き上げるという、一種独特の操作を容易ならしめ、いわゆる国際独占資本の要求に応じた利益を確保せんとするところの意図は明らかであると私は言わざるを得ないのであります。（拍手）

こういう意味におきまして、このことを中心といたしましても、最近行われておりますところのいろ〳〵な政府の政策すなわち国際独占資本の前に叩頭百拝して、日本の経済的な植民地化をはからんとするその意図の現われであるところの本法案に対しまして、絶対反対を表明する者であります。（拍手）

なお財政法の一部を改正する法案に対しますところの反対は、先ほど社会党の田中議員も指摘されましたごとく、今日考えられております職階制におけるところの人件費の面においてこの差額を隠蔽せんとするところの意図、そうして、ひとりいろ〳〵な方面における自由な予算の使い方をせんとする法案でありますがゆえに、これもあわせて、われ〳〵は反対の意見を申し述べる次第であります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　これにて討論は終局いたしました。

まず日程第八につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第九につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第十につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

――◇――

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案（内閣提出）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事水谷昇君。

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律

1　この法律施行の際現に公立大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の従前の規定による公立の大学、大学予科、高等学校及び専門学校を含む。以下同じ。）の文部事務官又は文部技官である者は、別に辞令を発せられない限り、当該公立大学を設置する地方公共団体の職員に任命されたものとする。

2　前項の職員のうち休職、停職又は減給中の者がある場合においては、これらの処分は、同項の地方公共団体の長がしたものとみなす。

3　第一項の職員が引き続き公立学校（学校教育法第九十八條の従前の規定による公立学校を含む。以下同じ。）の事務職員又は技術職員となつた場合（その者が引き続き恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十二條に規定する教育職員又は準教育職員とみなされる者として在職し、更に引き続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合を含む。）においては、同條第一項に規定する教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　公立学校職員等臨時設置制（昭和二十三年政令第三百十六号）は、廃止する。

――

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月十五日

参議院議長　佐藤尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

――

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔水谷昇君登壇〕

○水谷昇君　ただいま議題と相なりました公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案につきまして、本案の概要並びに本委員会における審議の経過及びその結果について御報告申し上げます。

まず、本法案の内容並びに趣旨のおもなる点につきまして御説明申し上げます。すなわち、公共の大学、高等専門学校に勤務する事務職員、技術職員は現在官吏でありまするが、これは当然地方公共団体の職員に切りかえるべきものであります。すでに公立大学の教員及び高等学校以下の公立学校の職員の身分の切りかえは終つておりますが、公立大学の事務職員及び技術職員のみは切りかえが残つていたのでありまして、この法律により公立学校職員の切りかえを完了しようとするものであります。

その内容について御説明申し上げますと、第一項において、現在公立の大学、高等専門学校に勤務する文部事務官、文部技官は、この法律により、その学校を設置する地方公共団体の職員に任命がえされることを規定し、第二項では、これらの職員のうち休職、停職、減俸中の者については、それらの措置を、新しい任命権者たる地方公共団体の長の行為とみなすということを規定し、第三項には、切りかえられた職員が、公立学校の事務職員または技術職員である限りは恩給を継続させ得るということを規定してあります。

なお附則において、従来の身分の根拠であつた公立学校職員等臨時設置制を廃止しようとするものであります。

本案は、去る二月十五日、本委員会に予備審査のため付託と相なりまして以来、数回にわたつて慎重に審議いたしましたが、三月十五日、正式に付託と相なりましたので、さらに審議を加えました結果、本原案の妥当なるものであることを認めまして、討論を省略、採決の結果、原案通り全会一致をもつて可決いたしました。その詳細なる点につきましては速記録によつて御承知願うことといたしたいと存じます。

以上、本法案の審議の経過並びに結果の御報告を終ります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

これにて本日の議事日程は議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

――

出席国務大臣

文部大臣　高瀬荘太郎君

郵政大臣 電気通信大臣　小澤佐重喜君

国務大臣　本多市郎君

出席政府委員

総理府事務官　下田武三君

法務政務次官　牧野寛索君

大蔵政務次官　水田三喜男君

大蔵事務官　湯地謹爾郎君

厚生政務次官　矢野酉雄君

――◆――

〔朗読を省略した報告〕

一、去る十四日幣原議長は、吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(特殊財産部長)
総理府事務官　下田　武三

一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る十四日議長において承認した下田武三を昨十五日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十四日経済安定委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事　小川　平二君（理事南好雄君去る十四日理事辞任につきその補欠）

一、去る十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　丹羽　彪吉君
法務委員　上村　進君
外務委員
益谷　秀次君　増田甲子七君
大蔵委員　中村　寅太君
運輸委員　加藤　充君
労働委員　佐藤　親弘君
建設委員　寺崎　覺君
予算委員
押谷　富三君　竹山祐太郎君

一、去る十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　増田甲子七君
法務委員　加藤　充君
外務委員
佐藤　親弘君　丹羽　彪吉君
大蔵委員　寺崎　覺君
運輸委員　上村　進君
労働委員　益谷　秀次君
建設委員　中村　寅太君
予算委員
淺香　忠雄君　平川　篤雄君

一、昨十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
坂本　實君　坪川　信三君
増田甲子七君　水田三喜男君
外務委員　丹羽　彪吉君
水産委員　川村善八郎君
運輸委員　黑澤富次郎君
電気通信委員　松本　善壽君

一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
松本　善壽君　川村善八郎君
丹羽　彪吉君　黑澤富次郎君
外務委員　増田甲子七君
水産委員　坪川　信三君
運輸委員　水田三喜男君
電気通信委員　坂本　實君

一、去る十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

倉庫業法の一部を改正する法律案

一、去る十四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

総理府設置法の一部を改正する法律案

一、去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇四号）　内閣委員会　付託

倉庫業法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇五号）　運輸委員会　付託

一、去る十四日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

青少年飲酒防止法案（姫井伊介君外二十一名提出、参法第一号）(予)　厚生委員会　付託

一、去る十四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三号)(予)　内閣委員会　付託

一、去る十四日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

公職選挙法案

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案

漁業法の一部を改正する法律案

一、去る十四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

所得税法の一部を改正する法律案

富裕税法案

資産再評価法案

相続税法案

法人税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案

一、去る十四日内閣から資産再評価法案中修正を撤回いたしたい旨の通知書を受領した。

一、昨十五日議員から提出した議案は次の通りである。

国土総合開発促進に関する決議案（庄司一郎君外二十七名提出）

一、昨十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和二十五年度政府関係機関予算補正(機第1号)

一、昨十五日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案

一、昨十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案（内閣提出第三七号）（参議院送付）　文部委員会　付託

昭和二十五年度政府関係機関予算補正(機第1号)　予算委員会　付託

一、去る十四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

国立相模原病院の強制退院に関する質問主意書(苅田アサノ君提出)

一、昨十五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

少年法第二十五條第二項第三号の補導委託先に関する質問主意書（床次徳二君提出）

郵便事務の能率化に関する質問主意書(滿尾君亮君提出)

一、去る七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員江崎一治君提出混血児に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江崎一治君提出彦根市の失業者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員春日正一君提出東日本重工業株式会社横浜工場守衛の警棒に関する質問に対する答弁書

衆議院議員苅田アサノ君提出甲種看護婦国家試験に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

混血児に関する質問主意書

一　日本人と進駐軍関係との間の混血児は、およそ何名いるか。そのうち、保護なしに放置されている者があるか。あるるとすれば何名か。

二　又、かかる者に対していかなる保護が與えられているか。更に、将来特別に保護を加えて行く意思があるか。

右質問する。

昭和二十五年三月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員江崎一治君提出混血児に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江崎一治君提出混血児に関する質問に対する答弁書

日本人と進駐軍関係との間の混血児の問題については、当局もその福祉について遺憾のないように努力しているのであるが、そのおよその総数及び保護なしに放置されている者の数については、現在までに特に調査したことがない。

しかし、児童福祉法は、日本国憲法第十四條の規定による国民の無差別平等の原則を児童の生活の保護についても等しく適用すべく努めているのであつて、従つて、混血児のうち保護を要する児童に対する福祉の措置についても、広く一般の保護者のない児童又は、保護者に監護させることが不適当であると認める児童に対すると同様の措置をとることを建前とし、特に混血児であるからといつてこれに差別的待遇を与えることのないように、各児童福祉機関及び施設等において適切な保護を講じている次第であり、又将来も、この見地から適切な保護を加えて行きたい所存である。

右答弁する。

彦根市の失業者に関する質問主意書

一　去る二月十日前後に彦根市において三百名余の失業者が職を求めて市長と交渉中、代表者が市警察によつて逮捕された事件があるが、その真相如何。

二　この事件中同市役所において失業大衆に対し暴行を働き、インキ壺を投げ、ガラスを破壊するなどの乱暴を働いた、谷口鉄次郎はいかに処置されたか。

三　市警察により逮捕された右の者は留置されたわけであるが、留置場には毛布一枚もなく、又は極度に少く、この寒気に着のみ着のまゝごろ寝しており、ほとんどの者が風邪にかかつている。更に留置場内は普通りの極悪な構造で、室内に便器があり、糞尿は横溢して四周にあふれ、臭気紛々、恐るべき不衛生の状態に放置してあり、その実情は本員において実見したところである。政府は、未だかかる事実の存在することを知るか。又これに対していかなる処置をとるつもりか。

四　右は人権擁護の立場よりの質問であるが、更に近来急激に増加する労農市民の失業者に対し、政府はいかなる対策を有するか。本件彦根市失業対策の如きは、同市職業安定所の用意は僅かに一二〇人分であり、これを数倍する同市及びその近接町村の失業者に対して市当局は全く無能である。政府は、失業者その他生活困窮者に対し、単に弾圧を加えるのみでは、事態は益〻悪化するばかりで、何の解決も得ない。政府の根本方針如何。

右質問する。

昭和二十五年三月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員江崎一治君提出彦根市の失業者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江崎一治君提出彦根市の失業者に関する質問に対する答弁書

一　彦根市方面における失業者は、かねて、彦根市当局に対して約三百名の失業者の完全就労方の要求を強硬に申入れていたところ、去る二月十四日失業者の代表者と認められる約二十名の者が彦根市役所に至り回答を求めたので、市長から、上京陳情に努めたが予算の増額は奏功しなかつたので、今後予算の関係上一日百二十名以上の就労は不可能である旨事情を説明して回答したが、右代表者達はこれに納得せず、全員就労と賃金値上の要求受諾方を強硬に迫つた。そこで市長は、午後四時頃に至り最早折衝の余地がないから退出せられたい旨代表者達に求めたが、これに応じなかつたので、同日午後五時頃彦根市警察吏員が不退去罪の現行犯として代表者十二名を逮捕したものである。なお、この事件は、その後送致を受けた大津地方検察庁彦根支部検察官において取調の結果本年二月二十三日右十二名中四名を住居侵入（不退去）罪によつて大津地方裁判所彦根支部に公判請求し、他の者はいずれも起訴猶予処分に付した次第である。

二　御質問の谷口鉄次郎については、検察庁としては警察からの事件送致を受けていない。ただ四人に対しては、去る三月二日北原某なる者から大津地方検察庁彦根支部に解放部落民に対する名誉毀損の告訴状が提出されているが、この事件は、目下捜査中である。

三　御質問の第三点については、御質問の如き事実の存在することは聞いていない。人権擁護の立場から、調査したいと考える。

四　彦根市における失業対策事業は、本年一月より実施しているが、一月中の運営状況は、求職者延数二九二九人、就労者延数二四五七人、未就職者数四七二人となつている。

二月以降求職希望者数は急激に増加したが、二月十日までは全員就労の措置をとつた。

しかしながら、二月における急激な増加傾向にかんがみ彦根公共職業安定所は、二月十一日以降輪番制を採用することとし、その旨労働者に発表したところ、労働者側は完全就労を希望して反対し、安定所並びに市当局に対して集団的交渉を開始し、遂に市警の出動を見るに到つたのである。政府においては、二月十五日以降失業対策事業の吸収人員を彦根市に対して増員したのであるが、滋賀県よりの報告によれば二月十五日以降においては、輪番制による紹介が円滑に実施されている。

右答弁する。

東日本重工業株式会社横浜工場守衛の警棒に関する質問主意書

東日本重工業株式会社横浜ドック工場では一月末以来、守衛に警棒を携帯させている。これは、明らかに労働者を脅迫して労働させるところの労働基準法第五條の違反である。また法治国家では、警察官以外のものは、武器又はこれに類するものをもつて他人を支配することは許されていない筈であり、明らかに違法である。政府は、直ちにこれを停止する処置をとるべきであると思うが、どうか。

右質問する。

昭和二十五年三月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員春日正一君提出東日本重工業株式会社横浜工場守衛の警棒に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日正一君提出東日本重工業株式会社横浜工場守衛の警棒に関する質問に対する答弁書

調査の結果、東日本重工業株式会社横浜工場においては、一月末以来守衛に警棒を携帯させていることは事実であるが、右警棒を利用して労働者に暴行、脅迫を加える等労働者の精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して強制労働を実施せしめた事実は認められない。

なお、強制労働は、労働者の基本的人権を侵害することはなはだしいものであるから、政府においては、強制労働の事実を発見した場合には、断固たる処置をとることを方針としている。

右答弁する。

甲種看護婦国家試験に関する質問主意書

一　甲種看護婦国家試験を受験しなかつた者の資格は、乙種とされるのか。

二　甲種と乙種との職務の内容及び待遇の相違如何。

三　現在の看護婦数（現役、資格保持者別）如何。

四　受験手数料四五〇円は、厚生省の予算に入れてあるか。又受験者が何万人になつても、これを切り下げることはないか。

五　看護婦再教育の具体的な計画如何。

右質問する。

昭和二十五年三月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員苅田アサノ君提出甲種看護婦国家試験に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員苅田アサノ提出甲種看護婦国家試験に関する質問に対する答弁書

一　既得権者で甲種看護婦国家試験を受験しなかつた者又は受験しても合格しなかつた者の資格は従来となん等変るところはないのであります。即ち「看護婦」の名称で甲種看護婦と同一の看護業務ができるのでありまして、乙種看護婦になるということではないのであります。

二　甲種看護婦の職務内容は、傷病者若しくはじよく婦に対し単独で療養上の世話をしたり、又医師が診断、治療を致しますときその補助をすることでありますが、乙種看護婦の職務内容は医師、歯科医師又は甲種看護婦の指示を受けて、急性且つ重症でない傷病者又はじよく婦に対し療養上の世話をしたり、又医師が診断、治療をするときの補助をすることであります。

待遇の相違につきましては、現在甲種看護婦も乙種看護婦もありませんので明確にお答えできませんが、若干の相違はできることと思います。

三　現在看護婦免許保持者は約十万人で、その内実働看護婦数は約八万八百人であります。

四　受験手数料は、厚生省の予算に入れてあります。国家試験に要する経費は受験手数料によつて賄うという方針でありますので、昭和二十五年度の予想受験者は一万人として手数料も計上致しましたが、受験者がこれ以上増加するという予想がつきますならば、下げることも考えられます。

五　看護婦の再教育につきましては、これを三つに分けてやつております。昭和二十五年度の計画と致しましては、

1　看護婦養成所専任教員講習会（厚生省主催）

看護婦養成所の専任教員である看護婦を各都道府県知事を通じて推薦して貰い、中央において一回の講習に五十名ずつ四箇月間、年二回実施致す予定であります。

2　幹部看護婦講習会（厚生省主催）

全国を八地区に分けて、その地区内の病院に勤務する看護婦のうち指導的地位にある看護婦を地区ごとに集め、三箇月間再教育致します。一箇所の講習人員は五十人であります。

3　一般看護婦講習会（都道府県主催）

各都道府県内に勤務する看護婦を一箇月間再教育するためその経費の一部を国庫補助と致します。

右答弁する。

供出代金の支拂に関する質問主意書

昭和二十四年産米の供出代金の農民への支拂が、茨城県鹿島郡鉾田町農業協同組合及び白鳥村農業協同組合におけるがごとく著しく遅延しあるいはその支拂が不能と見られるものがある。このため供米の推進が阻害され、多くの紛争が生じている。

これらは、農業協同組合の内部に問題があると考えられるが、いずれにしても政府の責任において供出させた供米の代金が農民に支拂われないという結果になる。

これについては、現在供出制度がとられているとき、単に農民と農業協同組合の間における問題としてのみ考えることはできず、当然政府もその支拂について責任をもつ必要がある。

これに対する政府の見解如何。

なお、前記の鉾田、白鳥の場合における代金支拂の遅延ないし不能については、その原因を明らかにし、これまでそれに対して政府の責任でいかなる処置がとられたか、今後どうしようとするのか回答されたい。

右質問する。

昭和二十五年三月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する質問に対する答弁書

茨城県鹿島郡鉾田町及び白鳥村両農業協同組合における昭和二十四年産米供出代金支拂に関し調査したところ、供出代金は、組合員の総意に基き、原則として貯金振替の方法で、生産者の口座に付替支拂済である。

但し、経済上貯金を過度に事業資金に運用し、ために一時取り付け状態を起したため、貯金拂出しに支障を来したことがあつた。その原因は、組合経営の欠陥を誇大に指摘し、危険の恐れあることを流言した

ものあつたため、組合員の半数近くの者が一時に貯金拂いもどし方を要求したがためである。そして現在の両組合の情況は、特別の事情のない限り、供出代金支拂に支障あるものとは考えられないけれども、両組合ともその経営が必ずしも健全とは言いがたいので、監督を充分にして支障の起らないように致したい。

なお、政府においては、供出代金の支拂については各生産者の自由意志によつて選択した金融機関にその支拂を委託しているのであるが、支障を来たさざるよう支拂金融機関の指導に万全を期している次第である。

右答弁する。

一、去る十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員春日正一君提出日雇労働者の失業保険に関する質問に対する答弁書

衆議院議員砂間一良君提出道路に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口武秀君提出未墾地開放の手続の遅延に関する質問に対する答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出地租、家屋税の使用者課税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員伊藤憲一君提出凍結資産の拂下げに関する質問に対する答弁書

〔参照〕

日雇労働者の失業保険に関する質問主意書

一　大阪府下では、日雇労働者の失業保険の掛金が日に約四十万円に上つている一方、これから支拂われる保険金は一日わずか一万数千円にすぎず、従つて月々千数百万円の金が府にたまつているといわれている。

右の傾向は、大阪府下だけの問題ではないと思われるので、全国各府県における大体の現状を明示するとともに、大阪府のようにばく大な金が現実に掛けつぱなしになつている場合、その掛金をどう処理するか、この問題についての政府の施策如何。

二　右の事態は、現行の日雇労働者の失業保険法が、前二箇月間に三十二日分の保険料を拂つてはじめて受給資格を得、しかも継続してあぶれつづけて六日目にはじめて保険金一日分、断続の場合は正味七日あぶれて八日目にはじめて一日分の支拂を受けるという非常識な規定になつているため、実際には保険料も支拂つており、あぶれてもいながら保険金は支拂われず、掛金は掛けつぱなしという結果になり、現実の失業救済になつていないことを明瞭に示していると思う。日雇労働者自身が、こんな失業保険法ならいらない、むしろ健康保険を適用してほしいといつている事実が單的にこれを示している。

従つて政府は、現実に一日でもあぶれた場合には即日支給できるよう、直ちに同法を改正する必要があると思うが如何。

又、現行の保険金額一日百四十円、又は九十円はあまりに少額で現実の救済にならない。これは直ちに大幅に引上げる必要があると思うが、如何。更に保険料の労働者負担額三円又は二円についても当然政府負担とすべきであると思うが如何。

右質問する。

昭和二十五年三月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員春日正一君提出日雇労働者の失業保険に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日正一君提出日雇労働者の失業保険に関する質問に対する答弁書

一　労働者から納付された保険料は、被保険者が失業した場合に支給されるべき保険給付の主要な財源となるのである。

日雇労働被保険者の保険給付は、去る一月から開始されたばかりであり、未だその全国的状況が完全には握できていないので、詳細が判明次第お答することと致したい。

二　現行の継続して五日、断続して七日の待期については、法施行後日なお浅いので、今後の日雇労働者の稼動状態、保険経済の実情を見た上愼重に考慮する。

三　現行の保険金日額百四十円、九十円の二段階についても、今後の日雇労働者の賃金状態及び物価の状勢等を検討の上考慮する。

又現行の保険料額は、一般の被保険者の負担する保険料額と均衡のとれたものであり、且つ現行の保険給付額及び日雇労働者の受ける賃金を考慮したものであつて妥当であると考える。

保険料の全額国庫負担は、保険制度の建前上又国家財政の現状からも困難である。

右答弁する。

道路に関する質問主意書

一　現在全国的に観光のための高速自動車道路を計画中ときくが事実か。

二　大阪市生野区片江六丁目から猪飼野東一丁目を経て天王寺区上潮町四丁目に至る幅員十一米道路の拡張を計画中ときくが、該計画はいかなる目的のために行うのか。その理由及び該計画立案はどこでやつているのか。

三　大阪市西区阿波座北通りの大阪商大では、幅員四十米の道路拡張整地工事のため、テュスコートをつぶし、へい及び校舎の一部をこわしているが、該計画はいかなる目的のために行つているのか。又どこで計画したのか。

四　該計画の基準、幅員決定の基準及び交通総量、トン数の利用別比率並びに舗装形式はいかなる方式をとるのか。又それはいかなる判定基準によるか。

五　該計画工事の費用は、何程を予定し、支出は見返資金からか、公共事業費か。それに伴う国庫補助は何程となるのか。

六　該計画により立ち退く人家の戸数、人員及びそれらの人々の生活補償はいかなる方法を考えているか。又それらの費用はどれ程計上されておるか。

右質問する。

昭和二十五年三月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員砂間一良君提出道路に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員砂間一良君提出道路に関する質問に対する答弁書

一　御質問に係る観光のため高速自

動車道路の計画は目下のところない。

二　灘波片江線は、大阪市の都心灘波と布施市を結ぶ都市計画重要幹線街路で、地元の学識経験者、市会議員、府庁及び市役所の職員等により構成されている都市計画大阪地方審議会の議決を経て、建設大臣が決定したものであつて、その計画幅員は三〇米である。

在来幅員六米のところ、戦時中の疎開跡地を差し当り十一米の幅員として街路事業を実施し、昭和二十三年度に着手し同二十六年度に完成する予定であつて、計画立案と事業の執行は大阪市である。

三　加島天下茶屋線は、尼ヶ崎、豊中、池田各市と大阪の都心を結び、更に堺市、奈良県方面に連絡する重要な都市計画幹線街路であつて、都市計画大阪地方審議会の議を経て、建設大臣が決定したもので、計画幅員は四十米であり、大阪市において計画したものである。

四　灘波片江線は、都心灘波と布施市とを結ぶ都市計画重要幹線街路であり、加島天下茶屋線は尼ヶ崎、豊中、池田各市と大阪の都市を結び、更に堺市及び奈良県方面に連絡する重要なる都市計画幹線街路であつて、幅員の決定は将来の交通量及び防火、防災等の見地より慎重に検討の上決定したもので、現在は交通量は少いが、工事完成の暁には交通量は急増することが予定される。

路面の舗装は、差し当り砂利道であるが、将来は重要交通に対応してコンクリート又はアスファルトの高級舗装に移行する予定である。

五　灘波片江線は、延長六七〇米概算事業費は用地買収、家屋移転、整地、砂利敷、歩車道境界石、側溝等を合せて六三〇万円であり、ともに公共事業費であつて、国庫補助額は事業費の1/2である。

六　灘波片江線の疎開跡地に対しては、街路用地は買収により、移転家屋は三戸人員十七人位で建物の坪数、建築年限構造等により適当なる補償をしている。

加島天下茶屋線の移転戸数は三七戸人員二二〇人位で、戦災復興土地区画整理地区内で街路敷となつた土地所有者には換地を与え、移転家屋には正当な補償をしている。なお街路敷となつた大阪商大に対しても隣接区画に適当なる換地を与えている。

右答弁する。

未墾地開放の手続の遅延に関する質問主意書

未墾地の開放は、その決定にいたるまでに多くの日時を要し、開放をのぞみ開拓を準備する農民ないし帰農希望者に大きな困惑をあたえる場合が多い。しかも開放が決定し、問題の事務的な処理の段階になつても次の例のごとく開拓を始められないものがある。

茨城県東茨城郡上野合村元民有山林約八町歩（他のものと合計して約二十二町歩のうち）は、昭和二十三年七月二日に県農地委員会において買収を決定したものである。その開拓予定者としても生井沢帰農組合員二十五名が入植及び増反者として資格審査もパスし、開拓を準備し、それに基いて農業経営を計画しているにもかかわらず、まだ元所有者たちが立木の伐採を行わないため、開拓が始められないでいる。

農村の現状から見ても、このようなことは急速に解決されるべきことであるが、右の例の場合の遅れている原因はどこにあるのか、又その解決方法如何。

右質問する。

昭和二十五年三月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員山口武秀君提出未墾地開放の手続の遅延に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口武秀君提出未墾地開放の手続の遅延に関する質問に対する答弁書

本件の場合、開拓の遅れている理由の詳細について、後日調査によつて明確にしたいが、立木についてはその所有者に伐採せしめる方針で、土地のみを買収したものと思われ、立木の所有者がなん等の理由なく立木の伐採を行わないために開拓ができないものと推測される。これが解決の措置としては、自作農創設特別措置法第三十三條の規定により、都道府県知事は当該立木の所有者に収去令書を交付して、立木の収去を命ずることができる。なおこの収去命令に従わぬ場合は、行政代執行法によつて代執行をすることも可能である。

右答弁する。

地租、家屋税の使用者課税に関する質問主意書

一　シヤウプ勧告第十二章第三項に「不動産税は使用者ではなく、現行通り不動産の所有者に対して課税すること」とある。今回の公営庶民住宅居住者に対する地租、家屋税の課税とシヤウプ勧告との関連をいかに考えるか。

二　戦災者、勤労者等に対して低家賃住宅を供給しようとの趣旨を以て、国庫より建設費の半額補助をなしている公営庶民住宅において、右の趣旨に逆行する地租、家屋税の課税は庶民住宅対策上不適当ではないか。

この意味において昭和二十四年七月十二日付建設次官より地方自治庁次長宛「免税方につき御配慮願いたい」との書簡（発住第十六号）が発せられているが、果して具体的にいかなる配慮がなされたか。

三　地方税法第十三條と同第五十二條第四項、同第五十七條第四項との矛盾如何。この場合第五十二條、第五十七條の「使用者」とは、第十三條の「使用収益者」の略称と解して差支えないか。

四　本税は年度末までの前納であり、いわば「税金の先取り」である。居住者というものの性格は、地主、家主と異り、将来にわたつて何時まで其処に定住するかどうかは不定のものである。このような本質をもつものに対して「地租、家屋税の先取り」は果して当を得ているものと考えられるか。

五　たとえば、高輪アパートに期限附徴税令書が発行されているとのことであるが、これらに対しては課税から除外すべきものと思うが如何。

右質問する。

昭和二十五年三月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出地租、家

屋税の使用者課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出地租、家屋税の使用者課税に関する質問に対する答弁書

昭和二十三年七月の地方税法の改正によつて国、地方団体等の所有する土地又は家屋その他の物件の使用者に対して課税することと致しましたのはもつぱら他の一般納税者との負担の均衡をはかる趣旨によるものでありますが、シャウプ勧告による地方税法の改正によつてもこの趣旨によつて使用者に課する制度は存置してゆきたいと考えております。

従つて御質問の各項については次のように考えております。

一　シャウプ勧告によりまして不動産の所有者に固定資産税を課するということと致しておりますのは、財産課税の性質から当然でありますので、地方税の改正法律案におきましても固定資産税は所有者に課することとしておるのでありますが、それと同時に前述のような趣旨によりまして国等が所有する固定資産に対しましては使用者に課することとしておるのであります。従つて公営庶民住宅の使用者に対しましても現行と同様原則として課税することになるのでありますが、庶民住宅の性格にもかんがみまして負担過重にならぬように指導してゆきたいと考えております。

二　使用者に対して課税することとしました趣旨が前述のようでありますので、庶民住宅の使用者に対して課税することが必ずしも低家賃住宅を供給しようとする公営庶民住宅対策を遂行するものとは考えられません。むしろ税負担の合理化均衡化の見地からすれば適当であろうと考えておるのであります。

三　建設次官より申越しのありました事項につきましては、すでに事務当局といたしましては、都道府県に必要な指示を與えておりましたのでその旨を回答いたしました。

四　地方税法第十三條と第五十二條第四項及び第五十七條第四項とはなんら矛盾するものではないと存じます。いわば第五十二條第四項及び第五十七條第四項の規定は第十三條の例外的規定ともいうべきものであります。なお、使用者と申しますのは第十三條の使用收益をなす者とは限りませず、なんらかの権限に基いて使用している者をいうのであります。

五　地租及び家屋税は、この賦課についていわゆる月割計算の規定の適用を排除しておりますので、賦課期日現在の使用者に対して年分を課しているのでありますが、改正案による固定資産税におきましては、使用者に課する分はいわゆる月割計算の規定を設け使用者としての期間中の分だけを課することとしております。

六　東京都営の高輪アパートの使用者は、一般の勤労者でありまして、しかもその使用料は一般の地代家賃の額から税相当分を差引いた額に比準して定めてありますので、使用者課税の趣旨にかんがみまして特に高輪アパートのみ課税を除外する必要はないと存じます。

右答弁する。

凍結資産の拂下げに関する質問主意書

東京都品川区五反田二丁目三百六十五番地の一、六、日立製作所五反田印刷工場敷地一千坪余り（後日区画整理のため六百余坪に減歩）は、昭和二十二年二月十七日附、同区五反田二丁目三十番地大沢善次郎に対して、譲渡認可になつているが、右は、制限会社令に基く凍結資産であつて、昭和二十二年二月当時は、個人に対しては拂い下げられぬ筈である。

以上のことから左の点について政府の明確な答弁を要求する。

一　右の譲渡は、当時の総司令部の方針及び関係法規のいかなる條項に基いて行われたかを説明されたい。

二　またその申請受理より、譲渡決定にいたるまでの経いを拂下申請書及びその添附書類を示して説明されたい。

右質問する。

昭和二十五年三月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員伊藤憲一君提出凍結資産の拂下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員伊藤憲一君提出凍結資産の拂下げに関する質問に対する答弁書

一　制限会社令（会社の解散の制限等に関する勅令、昭和二十年勅令第六百五十七号）第二條の規定により、制限会社はその資産の譲渡については相手方のいかんを問わず大蔵大臣の許可を要するものと定められていた。

この制限は連合国軍総司令部の覚書に基くものであり、大蔵大臣が許可をなすにあたつては、事前に司令部の承認を要するものとせられていた。

制限会社令は財閥解体の予備的措置として制限会社の財産が恣意的に処分されることを制限したものであり、財閥解体の措置についてさしつかえないものは連合国軍総司令部においてもその譲渡を許可している次第である。

本質問にかかる件については、その資産の旧所有者たる日立製作所が制限会社であり、従つて制限会社令の規定に基いて大蔵大臣に対してその譲渡の許可申請をした。

大蔵大臣はこの申請について司令部に申請書を提出し、その承認を受けたので、本件譲渡申請を許可した次第である。

二　本件申請書は昭和二十一年十月二十三日附で大蔵大臣に提出せられ、大蔵大臣は総司令部より昭和二十二年二月十七日附覚書により承認を受け、同日附で許可書を申請者に交付した次第である。

なお、本件についての申請書及び許可書の写並びに本件申請当時における制限会社令の規定は別紙の通りである。

（別紙）

昭和二十年大蔵省令第九十七号第三條ノ規定ニ依ル土地売却申請書

昭和二十一年十月二十三日

東京都麹町区丸ノ内弐丁目拾弐番地

株式会社日立製作所

（大正九年二月一日設立）

電気機械器具製造業

公称資本金　七　億　円

拂込資本金　四億参千七百五拾万円

取締役社長　小　平　浪　平

本社連絡先　管財部管財課　岩藤　靖

電話丸ノ内㉓代表二三六一(9)二五九一(9)

大蔵大臣　石橋湛山殿

左記土地売却許可相成度及申請候也

一、売却土地

（イ）位　置　東京都品川区五反田二丁目三六五番地

宅地一、一〇六坪七九

（ロ）価　格　取得価格　一五九、八一一円

売却価格　四〇〇、〇〇〇円

二、売却先　五反田商店街復興会（会長大沢善次郎）

三、用途　商店街

四、理由　弊社ノ旧五反田印刷工場ノ敷地ハ戦災跡地ニシテ戦災後計画モナク放置シアルトコロ該敷地ハ復興都市計画ニ基キ商店街トシテ指定セラレタル地域ニシテ今般五反田商店街復興会ヨリ之ガ拂下ゲ方懇請アリタリ就テハ東京都再建ノ為ニモ望マシキコトニツキ之ニ応ジ譲渡セントスルモノナリ

（別紙）

理秘第二〇一号

昭和二十二年二月十七日

大蔵省理財局長

株式会社日立製作所

取締役社長　小　平　浪　平　殿

昭和二十一年十月二十三日附提出の昭和二十年大蔵省令第九十七号第三條の規定に依る土地売却（五反田工場土地一、一〇六坪七九価格四〇万円）申請の件許可したから命に依り通知する。

（別紙）

勅令第六五七

会社の解散の制限等に関する件

（昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く会社の解散の制限等の件）

公布　昭和二〇・一一・二四

改正　昭和二一・三・一六（勅令第一四三号）

第一條　資本金（出資総額、株金総額、出資総額及株金総額の合計額又は基金総額を謂ふ。以下同じ。）五百万円以上の会社及び大蔵大臣の指定する会社の事業の全部の譲渡又は解散に関する株主総会若は社員総会の決議又は総社員の同意は大蔵大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず。

前項の会社は他の法令の規定に拘らず存立時期の満了其の他定款に定めたる解散事由の発生に依りては解散せず。

第一條の二　大蔵大臣の指定する会社（以下指定会社と称す）の資本金の変更其の他株主若しくは社員の権利に変更を生ずべき定款の変更、利益の配当若しくは剰余金の分配又は社債の募集に関する株主総会若しくは社員総会の決議又は総社員の同意は命令を以て定むる場合を除くの外大蔵大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず。

第二條　指定会社及び大蔵大臣の指定する者其の所有動産、不動産、有価証券、其の他の財産に付売却、贈与其の他権利の移転を生ずべき行為を為さんとするときは命令を以て定むる場合を除くの外、大蔵大臣の許可を受くべし。

指定会社が資金の借入を為し又は預金の拂戻を受けんとするとき亦同じ。

第二條の二　指定会社の株式若しくは社債又は指定会社の社員の持分を譲渡し又は債務の担保に供せんとする者は命令を以て定むる場合を除くの外、大蔵大臣の許可を受くべし。

第三條　第二條又は前條の規定に違反したる者は三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円以下の罰金に処す。

第四條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に関し第二條又は第二條の二の規定に違反したる行為を為したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に対し亦前條の罰金刑を科する。

附　則

本令は公布の日より之を施行する。

右答弁する。

衆議院会議録第十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
二五七	三	一〇	皮膚、ひ尿科	皮膚、ひ尿器科

衆議院会議録第二十一号中正誤

頁	段	行	誤	正
二九四	四	二八	つたことは	ついたことは
二九六	五	三	税改制革	税制改革
三〇〇	四	二八	いたしめます	いたします
三〇二	三	四	外一名	外四十一名

衆議院会議録第二十二号中正誤

頁	段	行	誤	正
三一〇	四	二	従来して	従事して
三一一	三	七	外航配給	外航配船
三一三	一	九	購ぜられ	講ぜられ
三一七	〃	三	せられたでの	せられたので
〃	二	三	せしむるべき	せしむべき
〃	〃	六	生地産	生産地
三一八	五	一六	起立者多数	起立多数

定価　一部　六円五十銭
送料実費

発行所
東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷庁
電話九段五三一一
振替東京一九〇〇〇官報課